

者を出すという大きな不幸を招くことは必定だと考えるのでございます。

次に、急激な自由化は、輸出に対する過当競争に一段と拍車をかけることと相なり、不当な安売りによつて国際収支の上に大きなマイナスを招くばかりでなく、輸入国側の制限措置に口実を与え、輸出阻害の原因となるものと考えるのでございます。さらに、かような大きな犠牲を払つたあげくの果て、政府としては、そのまま放任して置くことがどうしてもできなくなつて、結局再び何らかの形で規制措置へ逆戻りせざるを得ないということになりまして、そしてそのときの困難さは、今日措置法の改正にあたつて必要とせられてゐる努力の幾倍にも当たるものであらうと考えるのでございます。

これを要しますに、業界にできるだけ混乱をもたすことなく、また、国家的損失を招くことなくして、近い将来の自由競争体制をめどとしたしまして、その間いわゆるスクラップ・アンド・ビルド、すなわち、一方において過剰設備を廃棄しつつ、他方において企業の合理化を推進するの方策をとることが、この際、業界自身の責任であり、また、政治の要諦でもあらうかと確信いたしますので、ございませう。

ところで、率直に申し上げまして、新法の内容は、私が初め希望しておつた内容とは必ずしも一致してはおりません。たとえば私は当初、綿は従来どおり独立した一つのいわゆる村区分として存続させることが望ましいと考へておつたのでございませう。その理由は、登録区分の統合及びそれに伴います糸の紡出範囲の拡大は、市況の不安定を招き

まして、輸出阻害の原因となるということをおそれたからであります。

次に、新法の期限は五年が望ましいと考へております。それが新法では四年に短縮されております。なおまた、零細な企業はその希望に應じて国家で買い上げていただいてもいいのではなにかというように考へておつたのでございませうが、それは、わが現在の国情からいたしまして、困難であるということをお今日では私も了解いたしております。その他にも希望がないではございませう。それでは、新法では、ただいま申し上げましたが、新法では、ただいま申し上げましたが、過去二年以上になつてしまつて、各業界並びに学識経験者によつて練りに練られて、そして政府が総合的判断によつて調整せられたいわゆる苦心の作でございませうから、私は各業界、各企業ともそれぞれ多少新法に不満の点はあるにいたしましても、大乗的な立場からこの法案を支持すべきであると考へます。現に私自身も、今日では本法案のどの点をどう変えていただきたいという考へは毛頭持っておりませんばかりでなく、先生方のお力添えによりまして、本法案がぜひ今会期中に成立いたしますよう熱望する次第でございませう。

ただここで、新法の施行に伴います具体的な問題につきまして、一、二私の希望なりお願いなりを申し述べさせていただきます。その一つは、輸出振興対策に関する問題でございませう。輸出振興対策につきまして、私どもが日ごろ希望いたしております項目は、実はたいへんたくさんあるものでございませうが、今日の委員会の趣旨にかんがみまして、この席で一般輸出振興策についてお耳

を汚すことは差し控えます。ただ、新法施行に関連する点についてのみ一言申し述べさせていただきますと存じます。ただいまも申し述べましたとおり、新法案では紡機の登録区分が整理統合され、それに伴ひまして糸の紡出範囲が拡大されておりますので、場合によつては市況の不安定を招き、それが輸出阻害の原因となつてはしないかというのを心配いたしまして、私は輸入取引法第五条の三のアウトサイダー規制の規定が整備されるよう希望いたしたのでございませうが、設備規制法たる性格の新法に、この種輸入取引法の範疇に属する規定を織り込むことは、法の体系上當を得ないといふことで、結局新法では特定の仕向け地に輸出すべき特定の糸または生地が著しく低落するおそれがある場合等には、販売価格や出荷数量等について通産大臣の勧告ができることになつております。設備規制法たる新法にかよふ規定を特に設けていただいたことは、輸出振興に対する御当局の配慮の賜でございまして、重要な意義を持つものと考へるのでございませうが、要は、その運用いかんでございませうから、この勧告とそれに付帯する事項につきましては、時期を失することなく、かつ弾力的に運営せられますよう切望する次第でございませう。

もう一つ述べさせていただきます。これは、私どもが新法施行後において最も懸念いたしております問題の一つは、現在の無登録紡機に対する措置についてでございます。現在の無登録紡機が、その発生過程におきまして、制限糸紡出という法律違反を犯してまいりました事実にかんがみまして、私どもも懸念いたしましては、これら無登録紡機は、少なくとも登録紡機の凍結率以上の率によつて廃棄または格納されるべきものと考へていたのでございませうが、法案によりまして、法施行日まで現に設置せられておる無登録紡機の登録及び一定範囲の混紡糸、すなわち従来の自由糸でございませうが、これを紡出させることとなつておりますが、私は法律上の扱いといたしまして、このような措置がとられねばならないという事情を聞きまして、今日ではやむを得ないことと考へておるのでございませうが、現在の登録紡機の過剰処理が需給の見通しに基づいてそれぞれ現行登録区分ごとに凍結または廃棄せられることになつておりますのに対して、従来の無登録紡機をそのまま登録せしめ、自由糸の需給にかんがみならず、凍結または廃棄の対象となないこととなつておりますために、万一これが従来のような制限糸紡出という法律違反を繰り返すようなことがございましたらば、それこそたいへんでございまして、ただに需給を混乱させるばかりでなく、繊維産業全体の合理化を妨害することとなるのは必定でございませう。したがって、新法施行にあたりまして、これらの無登録紡機が制限糸の紡出違反によつて、法律の目的達成を阻害しないよう、政府におかれまして監視を厳重にやつていただきたことと考へるのでございませう。聞きたことによりまして、政府は自由糸以外の生産は厳重に取り締まることはつきり言明されておるようでございますが、それに必要な予算が計上されてい

ないのが不思議に思われる次第でございませう。私は政府が十分なこれらの取り締まりのために要する予算措置を講ぜられて、確實かつ有効に御監視くださいますよう切にお願ひ申し上げる次第でございませう。

以上、はなはだ表現の悪いところがございますが、私に与えられました時間でも大体経過いたしましたことと存じますので、発言を終わらせていただきますと存じます。どうもありがとうございます。

○委員長(前田久吉君) 次に、飯塚参事人からお願ひをいたします。

○参考人(飯塚直次君) 御指名をいただきました飯塚でございますが、私は中小紡の経営に当たつておりますので、中小紡という立場から繊維新法に対する意見を申し上げます。

まず、新法に対する基本的な態度でございますが、ただいま上程されて諸先生方の御審議を願つております新法は、先ほど三木参事人からお話がありましたように、二カ年有余にわたつて審議の結果、ここに提案されておりますので、別にこれに対しては私ども中小紡といえども、長年にわたつた繊維産業の統制経済から自由経済に移行いたします過程といたしまして、当然これは踏むべき道であるということとして賛意を表することについてはやぶさかでございますことを、まず御了承願ひしたいと思います。

ただ、ここで一言申し上げたいことは、この法律によりまして、やはり影響の一番大きいものは中小紡績であるというところを、御考慮いただきたいと考へております。したがって、わ

れわれがこの法案について賛意を表したという事は、必要条件として、税制の問題、金融の問題、この二つの問題を大きく取り上げていたきたいというところをお願いしておるわけでございます。そこで、しからば、中小紡績というものは、これは綿とか化繊とかいうことを問わず、現状の設備の状況から考えてみましたときに、試みに綿紡績というものをとらえてみたときに、五万錠以下を中小紡績と称するにすれば、全体の百三十六社のうち百二社がそれである。したがって、会社数においては八〇％が中小紡績であるというところをまずお考えいただきたいと思うのでございます。したがって、紡績は一般的には、観念的に大企業だと言われておりますが、その中に中小紡績という、これは中小企業という形では法律的にありませんが、企業の実態からいいますと、やっぱり中小である。しかし、その中小が先ほど申し上げましたように八〇％を占めておるというところ、したがって、この影響というものは非常に大きな問題があることに、まず諸先生方の御留意をお願いしたい、こう思うのでございます。したがって、もし中小紡績というものが問題が多くなるといふことは、われわれ紡績といたしましては、機屋さんとか、あるいはメリヤス業者、さらに問屋の流通機構に原糸を供給しておりますので、この受ける影響というものは日本の繊維産業に相当大きな影響があるということでございます。

そこで、具体的に新法について、五項目について申し上げます。五項目のうちスクラップ・アンド・ビルドということが本法案の骨子でございます。まず、過剰設備を廃棄いたすという条件によりまして、稼働設備を新設あるいは増設できるということになっておりますので、したがって、われわれ中小紡績の設備も、決して古いということではございませんが、現状のままでいきますと、やはり新鋭設備に切りかえて、合理化の促進をはからなければならぬのでございます。したがって、ことに最近の労働力が不足しておりますので、この労働力の不足の傾向をいたしましては、御案内のように企業の中小化するに依りて、さらにその深刻の度合いは大きいということでございます。そこで、われわれ中小紡績をいたしまして、ここで企業の合理化をはかる必要があるということが、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドに進むことでございます。

それについて合理化資金の問題についてお願いしたいと思っておりますが、これは企業の合理化にあたって、まず資金が一番大事であることは申すまでもないのですが、ただ中小紡績という立場からいいますと、信用度、信用の問題、さらに自己資金の点等において、やはりこの合理化をするためには、遺憾ながら政府の資金、あるいはまたそれぞれの金融機関に仰がなければなりませんので、現在のところでは、今年の開発銀行からは十億の予算を計上されておりますが、さらに中小企業公庫のほうからは、やはりそれぞれ資金を計上されておりますが、試みに十億の資金をもって何ができるかというところを申し上げます。大かた五万錠の設備をすれば、すでにそれ足りなくなってしまうという状況でございます。

また、この金融問題について申し上げます。したがって、私どもといたしましては、金融の道についてどうぞひとつ増ワくと、さらに優遇措置をぜひともお願いしたいというところでございます。なお、この金融問題について申し上げます。主として大口の融資をお考えのようでございます。さらに中小公庫というのにつきましては、中小企業法に基づく一定のワクによってやられることになつておりますので、中小金融公庫のワクにも入らない、開銀の融資にも入らないという谷間がございます。その谷間に入るのが、中小紡績がちょうどその中に入るといふ形も考えられるわけでございます。この点については格段の御配慮をお願いしたい、こう考えております。

さらに、税制の問題でございます。これは今後新法の施行に伴いまして、中小紡績におきましては、合併とか、あるいはまた企業の統合とか、こういうことが当然相当進行されることでございます。したがって、そのときにおける合併の差益や、あるいは譲渡所得について税の減免の御処置をお願いしたい、かように考えておる次第です。

なお、無登録紡績の点につきまして、先ほど詳細にわたって三木参考人のほうからお話ございましたので省略いたしますが、これによって影響をこうむるものは、全日本の繊維産業であると同時に、その中で最も被害者であるのは中小紡であるということを申し上げたいのです。

なお、本法案は四年間で失効する規定になっております。私どもは、先ほどお話のありましたように、五年を要望しておつたのですが、今日ではあえてこれに反対意見を申し上げるものでございませぬが、万が一もし社会情勢、あるいは一般の経済界の情勢とか、いろいろなことがありましたときに、失効規定であるから、もはや何をか言わんやということではなく、ことに中小紡という立場から、私は十分あたたかい眼をもって本法案の推移を見守りいただきたいというところをお願い申し上げます。中小紡であるところの私の意見を申し上げて参考供したと思います。ありがとうございます。

○委員長(前田久吉君) 次に、賀集参事からお願いを申し上げます。

○参事(賀集益盛君) 参議院における繊維工業設備等臨時措置法案の御審議に際しまして、業界人の一人として日ごろ考えておりましたことを申し上げる機会を与えられましたことは、私の非常に満足するところであります。私は、多年、化学繊維製造の業に従事してまいりましたものであります。およそ企業の経営に携わる者として、その企業の繁栄を期して、株主並びに従業員に報いることに努力すべきは当然であります。それだけではない、私企業といえども、国民経済の一端をなすものであります。以上、その業力の及ぶことであるならば、進んで国民経済全般の発展に寄与すべきものであると信ずるものであります。また、国民経済全般の発展方向に逆行するようでは、企業自体の繁栄も期待できないのではなからうかと思ふ次第でございます。

わが国の経済は、常に国際収支の均衡が一つのかぎでありまして、そのため輸出の増大は至上命令であります。繊維産業は、生糸以来、輸出の大宗としての地位を占めてまいつておつたのであります。このことによつて、産業自体としても大いに発展したのであります。しかし、最近における内外の情勢の推移は、わが繊維産業の環境を著しく変化させてまいつた次第でございます。まして、この情勢に対応する方途を誤るならば、歴史ある繊維産業の将来を危うくするものでございます。

それは、元来、わが繊維産業が、労働集約的な面において有利であつた地位が失われるということでございます。近來、若年労働者を中心に労働賃金は次第に窮迫してまいつて、賃金水準もまた順次上昇してまいつた情勢であります。これがため、労働集約的な事業は、国際競争力が低下せざるを得ません。それに加へ、軽工業から始まる後進諸国の工業自給化は、いまや繊維製品輸出にまでも進出して、その力はおそろべきものであると思ふのであります。他方、欧米先進諸国は自国繊維産業の防衛にきつと力をつくして、わが繊維産業は、双方からはさみ打ちにあつてゐる状況であります。

このような事態のうちに、わが国は開放経済体制に入つたわけでありまして、繊維産業にとつては、まことに重大な時期であるといわねばなりません。国連の貿易開発会議において、低開発国の輸出に対しての特恵待遇が与えられることとなるか、あるいはガットにおいて繊維品も関税一括引き下げの対象となるか、また米国の他の諸国に対する輸出規制の廃止や緩和がどの程度

実現し得るか等々、私どもは経済外交の強力な推進に非常な期待を寄せている次第であります。

外に向かつて正当な要求をすることは当然であります。同時に世界の、したがってまた、わが国の産業経済の必然の発展方向に沿って、わが繊維産業はみずからその体質改善をはからなければならぬと考える次第であります。いたずらに現状維持を固執しているようでは、先進諸国に対して、かつて主張していた立場を逆に後進諸国から主張されて、答えるべきすべを失うばかりであります。

わが繊維産業の体質改善の方向は、当然に労働集約的な性格からの離脱でなければなりません。したがって、単なる紡績、織布から、一方は装置工業である化学繊維という原料繊維段階にさかのぼること、また一方では高級多様な高度加工製品に重点を移すことが必要になるのであります。これは、いわば、繊維産業部門の内部における産業構造の高度化に当たるものであると思ふ次第でございます。これは、繊維業界において、品種転換が大幅に行なわれ、また優秀な企業の活躍にますます期待をかけるを得ないということの意味するものであります。

もちろん、現存するあらゆる企業が、このような方向に進むわけにはいきません。また、その必要もありません。しかし、その方向に進み得る企業は、その努力をしなければなりません。その他の企業は決してこれを妨げてはならないのであります。さもなくば、繊維産業はもはや新しい事態に対応する道を失い、いたずらに斜陽化するのみであります。

す。幸いにして、わが繊維企業の多数は、新しい方向に向かつて非常な熱意を持っておりです。繊維業界の秩序や体制も、この方向に沿うように改められねばなりません。多年、業界体制の基本であった繊維工業設備臨時措置法が、その期限を待たずに、このたび廃止され、新しい法律が制定されるゆえにも、ここにあると考える次第であります。

新法においては、化学繊維の製造設備は、天然繊維との総合供給調整の名のもとに、規制されていた事態から解放されることとなります。これはまさにこれに当然のことです。今後は国際競争力を強化するために、企業としてはいかなる努力をすべきか、自己責任に徹するとともに、広い国民経済的視野がますます重要となるものと考える次第であります。

また、新法においては、不自然ないわゆる村区分が完全撤廃にまで至らなかったのはなほ残念に感ずるのであります。それが、それでも複合繊維の新しい方向に沿って紡出範囲の制限が相当緩和されたことも、当然しごくのことと思ふのであります。さらに、新法においては、多年継続してきた操短体制を打ち切り、過剰設備をスクラップ・アンド・ビルド方式によって整理し、自由競争体制に移行することとした意義は非常に重大であります。これなくしては、わが紡績業界は内外の新情勢の中に孤立し、全体として衰退の道をたどるのみであったことであらうでしょう。私は、このたびの繊維新法は、繊維産業を新事態に即応させるために必要な過渡的法律であると思ひます。その目的は、現行の規制体制からの離脱で

あります。したがって、時限失効法は当然であり、各条の解釈や運用については、従来のごとき需給調整体制の引き延しに利用されたり、既得権益の保護に偏したりすることがあってはならないと信じます。衆参両院における御審議において、このような懸念が薄らぐことを得ましたのは幸いであります。この上は、なるべくすみやかに新法案が成立することを希望してやみません。

しかし、新法の実施に当たっては、当局をはじめ私ども業界人すべてが、新法の趣旨を体して、繊維産業を新方向に発展せしめるよう、努力をしなければならぬと思ひます。それによつて、わが繊維産業は、将来にお光栄ある歴史を保持できるであらうでしょう。私どもはそれを期して、今後も全力を尽くすことを誓う次第であります。しかしながら、企業によつては、スクラップ・アンド・ビルド方式により、過剰設備を処理し、合理化を推進するにあつては、非常に困難なものであるのは事実でありますので、政府におかれましては、金融、税制上の優遇措置を講ぜられ、これを援助されることを強く要望するものであります。御清聴ありがとうございます。

○委員長(前田久吉君) 次に、宇佐美参考人からお願ひいたします。
○参考人(宇佐美忠信君) 当委員会におきまして、全織の新法に対する意見を申し上げる機会を与えられることに對し、まず厚く感謝申し上げます。わが国経済の開放経済体制への移行、合織への質的転換、若年労働力の不足、戦後の海外市場の変化、過剰設

備の存在などの諸情勢などによりまして、繊維産業の安定発展及び輸出入振興のためには、現行措置法にかわりまして、新たな観点に立つた繊維産業に対する措置が必要であることは、繊維産業に働く者の立場から見ましても痛感するところであります。その措置の一つとしての繊維新法の制定にあたりまして、特に次の四点につきまして、全織としての意見を申し上げます。

一つは、中小企業に対する金融財政の特別の措置について。この法律に基づいて過剰設備の廃棄及び新設、すなわちスクラップ・アンド・ビルドを行つておりますけれども、今後の紡績業は若年労働力の不足問題及び賃金をはじめとする労働条件の改善により、大企業としては労働集約的な体制から近代化的な設備による自動連続操業の行なわれる体制に移行する方向をたどることには、現在すでに綿紡操業設備七百万錠・二百二十五万錠が連続となつていくことから見ても必ずであります。しかしながら、中小企業におきましては、連続操業の可能な近代設備の費用が、新規に工場を建設する場合に、一万錠当たり約五億円、機械設備のみにも二億円を必要とすると言われております。今日、開銀よりの十億円融資及び中金よりの設備近代化資金のある部分が向けられたといひましても、必要費用に對してはきわめて少額であると言わざるを得ません。さらに加へまして、中小企業は新規労働力の充足率が非常に低いため、設備と労働力の両面から窮地におちいるであらうということが予測されるのであ

ります。以上の理由によりまして、今後政府といたしまして、中小企業に対する金融財政上の特別の配慮を要望いたしたいと思ひます。

二番目は、繊維産業における最低賃金の実施及び労働力の流動化対策の確立についてであります。わが国繊維製品に対する先進諸国の輸入規制の口実の一つに、繊維産業の低賃金が云々されていることは周知のとおりでございます。これらの口実、誤解を一掃し、また中小企業における労働力を確保するためにも、最低賃金の確立が必要であります。また同時に、この最低賃金が行なわれて、はじめて国内における過当競争の抑制にも役立つことになると思ひます。繊維産業の体質強化のためには、質的に脆弱な中小企業の合併統合の促進も行なわれることにならざるを得ないと思ひますが、その場合、働く者に一定の労働条件を保障し得ないような状態を存続させることは、国際信用の面から見ましても排除されなければならぬと思ひます。さらに、業界の再編期におきましては、集中生産、合併等が伴うことがありまします。特に中高年齢労働者の流動化を可能ならしめる施策が強力に進められ、繊維産業の体質強化のために犠牲が働く者にしわ寄せされないような措置を取つていただくことを要望いたします。また今日まで、若い、安い労働力と高い生産性によつて、国際競争力をつちかつてきたわが国紡績業であります。今後は労働力の面から、抜本的な変革を行なうことが必至と言つても過言ではないと思ひます。そのためにも繊維産業に対する諸施策を立て

るにつまましては、労働対策を重要な柱としていたが、思ひます。

三番目の問題は、複合繊維の調整措置についてであります。合成繊維関係の規制については、この法律の対象外としていますが、合繊の設備はここ数年急速に増加し、数年後には設備過剰、産業秩序の混乱が予想されます。

繊維産業全般の総合的な計画があつてこそ、初めて繊維産業の発展と輸出の振興が期せられると思ひます。原綿、原毛にかかりまして、より良質な合繊綿がわが国におきまして生産されるというこゝと自体、日本経済のために喜ばしいことではございますが、天然繊維が現状の事態を招いた二の舞いを繰返すことのないよう、事前の調整がとられるべきであらうと思ひます。そのためには複合繊維につきましては、別途の法による調整措置をはかつていただきたいと思います。

第四は、審議会の運営と構成についてであります。繊維産業の体質強化のために連綿操業体制が予想されることは前に申し上げた通りであります。が、現在の設備の過不足は、年間三百五日操業、一日操業時間十五、七時間を基準にして算出されたものであります。これが先ほど申し上げましたような連綿操業体制になりまして、二十四時間操業となる場合は相当の変化が生ずるという事は明らかであります。その場合の需給計画、設備更新計画、その他合理化を調整審議するためには、今日までのように政府当局と業界代表のみによつて実質的に運営されてきた審議会の内容を改善していただき、繊維産業に従事する労働者、消費者代表をも加えて実質的な審議が行なわれるようにし、その審議会の機能を強化すべきであると思ひます。

なお、最後に申し上げたいことは、強力なる経済外交の推進をはじめとする附帯決議につきましては、私どももいたしましては全面的に賛成であります。が、前に申し上げました中小企業に対する財政金融上の特別の配慮につきましては、できることなら法律の修正というこゝとで御検討願へれば、たいへん幸いだと思ひます。

以上で終わらせていただきます。

○委員長(前田久吉君) 次に、中島参事人からお願いをいたします。

○参事人(中島道治君) 繊維労連の中島でございます。

中小企業に働く労働者の立場から繊維新法について意見を申し述べたいと思ひます。

第一に、本法の背景とその政策的意図でございます。戦前の紡績を中心として繊維産業の歴史は操短の歴史であつたことは、すでに諸先生方の御存じのとおりでございます。しかも、戦後においても繊維資本はその復興過程において、昭和二十七年、三十年と労働者の大量人員整理によつて不況――操短の犠牲を労働者に転嫁してまいりました。特に、婦人労働者に対するその犠牲、しわ寄せについての歴史的経過については、私たちは忘れることができないのであります。しかも、三十三年以降も依然として慢性的な過剰生産のもとで、膨大な設備が遊休化して停滯、繊維産業のウェットが天然繊維から合繊へと移行しつつある中で、いわゆる自由化のもとで新産業体制を確

立しようとする中で本案が出されております。しかも、繊維の中小企業は金融引き締めにより体的に弱いという面を持つており、とりわけ現在の金融引き締め過程でこの問題が出されておることは、繊維の中小企業及びそこに働く労働者に一段と犠牲がしいられるのではないかとこの点についてたいへんな危惧を持つものであります。

本法は、一見したところ、繊維工業の設備規制のための臨時措置法的な背景をなす政策的意図は、繊維製品の需給構造の変化、輸出貿易における繊維の相対的低下によつて綿紡績業の相対的斜陽化が進行しているため、過剰紡績機のスクラップ・アンド・ビルドを促すこととして、複合繊維時代に対応し得る紡績業の体質改善を促進することにある、そのため金融、税制上の優遇措置、生産、出荷、価格カルテル等独占禁止法の適用除外の措置が許されることを求めております。その意味で特定産業振興法の繊維産業版ともいえる性格を持つております。繊維産業の二重構造という実態を考えたとき、頂点では、ゴールドラッシュで無計画的にこの膨大な設備投資が行なわれております。たとえば三十七年の実績で三百三十六億、三十八年の見込みで七百四十六億、三十九年の計画では八百億というような形になっております。

ところが、膨大な底部分となつて第二加工部門の中小零細企業の問題が、この頂点となつて合繊の設備投資の問題と同様に本法案からは不慮に置かれています。そういう点を見ますと、本法案に、繊維工業一般ではなく、むしろ「原糸や合繊製造企業振興法」という性格が強く、はたしてこの本法案の第一条であつては、目的「繊維工業の合理化を図るとともに、繊維製品の正常な輸出の発展に寄与すること」という目的にはたして沿うことができないかという点について、たいへん疑問に感ぜざるを得ないのであります。

第二に、本法の制定と中小企業及び労働者へ及ぼす影響についてでございます。従来とつてきた政府の伝統的な繊維産業政策は、一つは、生産力の発展に伴う過剰設備の買い上げ、技術革新に即応した新設備導入に対する金融、税制上の優遇措置、二つは、原糸市況の維持のための操短の実施のための勧告、監督、滞貨金融の補償措置でございました。また、繊維産業の生産構造は、原糸の製造を行なう十大紡、化繊七社、羊毛、麻紡績数社を頂点として、この糸を織り、加工染色し、縫製する製品加工の中小、零細企業の産地群を底辺とするピラミッド型構造をなしております。そして、これに流通段階で五棉商社と少数の産地問屋が介入しております。こういう意味で典型的な二重構造を形成してある。しかも、常に糸商の製品安は、このような体制の生産、流通構造によつて再生産されてきております。その上伝統的な繊維産業政策は、その政策の保護対策を主として原糸の製造を行なうこれらのピラミッドの頂点に位置する大手独占企業に置いてきております。輸出競争力は織布、縫製、染色加工の中小零細企業による低賃金、長労働時間により支えられており、国際的水準によつて整備された大手独占企業と加工段階の後進

国並み水準の中小企業、農村より供給される女子年少労働力による低賃金労働のたくみな結合によつて、このよう

な二重構造を温存してきたのであります。戦後、商社資本の金融力が後退し、綿糸、綿布輸出からスフ織物、メリヤス、綿合繊の二次加工製品などが輸出の面で伸びてきたことから、原糸メーカーによる織布・加工・縫製段階の系列化が一そう進み、大手独占企業は一そうその資本支配の合理化を貫徹しております。

もし、本法の制定を機会にこのよう行政指導が進められたならば、大手紡績による中小紡績の買収化、大手紡績内部の集中生産に伴う工場閉鎖、生産の一部を中小企業に切りかえることによる大企業の労働者の人員整理、特に女子労働者について工場閉鎖に伴う配置転換という名目で、表面にあらわれない形で自己希望退職という問題の発生、複合繊維時代に対応した大企業の製品によるトップ販売体制の確立によつて起こる中小企業との生産分野の統合、メリヤス、縫製、繊維部門の系列化の促進がすでに進行してあります。たとえば十大紡ではまねのできない超番手の生産、日清紡の二百番手とか、あるいは特定需要先と結びついた大量生産方式、日紡は大型衣料店と結合したシルウォーキの生産、あるいは東洋紡の小売り店の組織計画、富士紡の地方卸売店組織の組織化など、従来の糸売り中心から特定需要先のはうへと体制を固める市場拡大をはかつております。こういうやり方に対しては、はたして現在の競争力のきわめて弱い中小紡が太刀打ちできるかどうか。もし太刀打ちできないとなれば、このしわ寄せ

せをさらに中小企業で働く労働者に一
そう寄せられることは、従来の経過か
らみてきわめて明らかでございます。
たとえ、現在の労働基準法の実施状
況につきましても、労基法の無法地帯
と言われる大阪の泉州地帯では、基準
法について、せめて八時間労働ではな
く九時間労働くらいは守られていた
という形での労働基準監督署の行政
指導さえもよく受け入れられていな
い企業がたゞさんあるわけです。さら
に、業者間協定による労働者の賃金統
制化、そういうものを考え、さらにそ
の面における労働組合の組織率化、た
とえば三十九人以下の繊維の零細企業
では、〇・九七％しか進んでいないと
いうような状況を考えると、独自
に労働組合でももちろんこのような状況
を改善するために運動していかなくれ
ばならないのですが、この運動が私ど
この微力のせい、たいてい現在のと
ころ効果を上げていないところからみま
すと、このような形での中小紡の労働
者に対するしわ寄せというものは、一
そう今後とも強まるのではないかと
ふりに思われます。

第三番目に、意見でございますが、
今後の繊維工業は、糸及び糸の生産と
輸出から今後はメリヤス、二次加工製
品分野への生産と輸出の伸びが期待さ
れるところであり、にもかかわら
ず、繊維業、染色整理業、メリヤス業、
縫製業の近代化がきわめて立ちおくれ
ております。本法案は、従来の生産秩
序の近代化を平行的に進める配慮が欠
けており、右にあげた業種の近代化と
いうものは、わずかに中小企業団体法
と中小企業近代化促進法一般の行政指
導にゆだねられ、紡績業を中心とした

大企業本位の政策がきわめて露骨であ
ります。私も組合といたしましては、
以下述べますような事項が着実に実施
されるように経過を見ながら、本法案
の独走化には反対せざるを得ないので
ございます。

第一に、労働者対策について。繊維
業あるいはメリヤス業を中心に、主と
して先ほども申し上げましたような、
産地における労働基準法の完全実施の
ための監督を強化すること、これはぜ
ひ労働省とのタイ・アップで一そう進
めていただきたいと思ひます。

二番目は、現行最賃法、特に業者間
協定を中心としたような賃金統制に類
するもの、現行最賃法は一刻も早く改
正し、全産業全国一律に適用する法定
最低賃金制の制定を進めていただきたい
です。同時に並行して繊維産業におけ
る労使協定による産業別最低賃金の実
施についても十分な措置をとっていた
だきたい。このようにして低賃金構造
の打破をはからない限り、しかも、底
辺部分において打破をはからない限り
、繊維産業における近代化というも
のは絵にかいたもちにひとしいと思
ひます。

三番目は、繊維、メリヤス縫製業に
おける家内労働の広範な動員の実態
が、繊維産業労働者の労働条件向上の
死傷になっております。たとえば私ど
もが中小企業で賃上げを要求します
と、会社のほうは生産を制限して、そ
の部分を生産のほうに回す、そう
して家内労働のほうはなかなか組織化
が困難である、工場で働いている労働
者よりもさらに一そう劣悪な条件で放
置されている。こういう点から考えま
すと、家内労働法の早急な制定が、こ

れもまた繊維産業の近代化のために欠
くことのできない条件でございます。
四番目は、国際競争力の強化を名目
とする交代制の強化、たとえば自動連
動装置による三交代の導入が前紡関係
ですで行なわれつつある。こういう
ふうになりますと、国際競争力をとか
く至上命令にする繊維の資本は一段と
三交代制を強化する。そうしますと、
せっかく過剰設備を凍結しても、だん
だん意味がなくなっていくのじゃない
か。しかも、三交代制による労働密度
の強化が一段と進められていく。そう
いうことによつて、特に婦人年少労働
者保護に関するILO八十九号条約の
批准、さらにILO週四十四時間労働制
に関する勧告への移行についても、織
維産業の近代化の関連において十分検
討していただきたいと思ひます。

次に中小企業の対策でございますが、
第一に、繊維、染色整理メリヤ
ス、縫製、然染業に対する近代化のた
めの産業政策を早急に確立していただ
きたい。特に設備近代化資金の大幅融
資ワクの確保、それからその協同化、
專業化の促進のための金融、税制上の
具体的措置をとっていただきたい。

二番目は、中小下請け企業に対する
加工賃の大幅な引き上げと、手形決済
期限の短縮、あわせて最近の金融引き
締めからきているような黒字倒産など
の事情にかんがみて、中小企業の資金
調達の困難性から、銀行の両建て、歩
積みについての廃止についても十分行
政指導を加えていただきたいと思ひま
す。

さらに、大企業が従来中小企業が
生産してきた分野に徐々に入り込んで
くるというような形、傾向は非常に強
くなっておりますので、中小企業と大
企業との間の生産分野の調整措置につ
いても十分に考えていただきたいと思
ひます。

ついで、消費者の対策でございます
が、化合織の発展によつていろいろな
種類の繊維原糸が、しかも質のいいも
のが安く供給できるという体制につい
ては私も賛成でございます。しか
しながら、独占禁止法の穴あけに通ず
るような各種産業政策の立法化とい
うのはどうしても賛成できません。こ
の際繊維工業審議会の構成委員にぜひ消
費者代表として主婦、小売商、そうい
うものを加えて、できるだけ国民経済
的視野に立つて、国民の衣料というも
のを十分考えていただくような行政政
策こそ望ましいと思ひます。そういう
意味で、そういう消費者団体の関係者
を多数参加させて、この人たちの意見
が十分反映するようにやっていただき
たいし、さらに加うるに、中小企業労
働組合の代表もぜひいろいろな審議会
に参加させて、そしていろいろな審議
会、あるいは法律できまると、その実
施の過程で、個別企業の中で労使で角
を突き合はす段階以前に、ぜひ国の産
業政策、繊維の産業政策全体の中で、
中小企業労働者の意向を反映するよう
な措置を十分とっていただきたいと思
ひます。

さらに、最後に付け加えて申し上げ
たいのは、従来の審議会がこれが一番
関連があるのですが、ある業界筋と当
局のほうで、あらかじめほとんど話を
こなし、そして、そしてあと組合と
か、その他もし消費者代表が加えられ
るようなことがあつても、その意見を
ただ聞きおくというふうなことのな
い

よう、十分留意されて、審議会が民主
的に運営されるよう切望してやみませ
ん。以上でございます。

○委員長(前田久吉君) 次に、田淵参
考人からお願いをいたします。

○参考人(田淵清君) 田淵でございます
。私、本日、繊維新法審議にあたり
まして、繊維機械メーカーを代表いた
しまして、その参考人としてここに意
見を述べさせていただきます機会を得ま
したことを、厚くお礼を申し上げます。
今日の繊維機械は非常に多種多様に
わたっておりまして、私らが身につけ
ております衣料品はもろもろござ
います。外を走っております車のタ
イヤコードとか、魚をとります漁網
に至るいろいろな製品をつくっており
ます。またスライバー工程を足飛び
にしまして、最終段階の布地をつくる
という布織の機械もできております。
かようにして、繊維機械そのものは非
常にバラエティーに富んでおりまし
て、これらの機械を今日現在国内にお
きましてつくっております業者が約
四百企業ございます。そのうち比較的
大きい企業と云われております三百
人以上従業員を収容する会社は、約四
十数社でございます。その他の三百
五十数社は中小企業で営まれておりま
す。

さて、これらの企業で最近どれくら
いな数字の繊維機械がつくられてい
るかと思ひます。最近三カ年におきま
して、三十七年度では六百六十数億、三
十七年度におきましては、経済不況の
影響を受けまして幾分か低下しまして
六百四十数億、昨年度は幾分か戻りま
して六百六十数億という数字の機械を
生産いたしております。そのうち輸出

導にゆだねられ、紡績業を中心とした

導にゆだねられ、紡績業を中心とした

導にゆだねられ、紡績業を中心とした

導にゆだねられ、紡績業を中心とした

にどれだけ向けられておるかとお申ししますと、三十六年度では二百億出ておりました。三十七年度では二百五十億出ておりました。昨年度は少し減少しておりますが、百九十億という数字が計上されております。生産、輸出はたゞいま申し上げましたとおりでございますが、輸入の面はどうなっておりますかと申しますと、三十六年度で七十億、三十七年度で九十億、昨年度はオープン経済の影響を受けましたものが、相当ふえまして、百八十億を計上されておりますが、これはあと処理の部分的なパートの機械がおもてでございます。スピニング・マシンナリー工程の機械はごく一部で、一億以下の数字に相なっております。

ただいま申し上げましたことが大体われわれの現状でございますが、さて、われわれのほうから見ました国内繊維産業の方面はどういうように見ておるかとお申ししますと、三十一年に繊維工業設備臨時措置法ですが、これが制定せられてより今日までに約八年経過いたしておりますが、その間国内的には合成繊維の急ピッチな台頭、また先ほど諸先輩からお話がありました複合繊維の進出とか、また外に向かいますと貿易の自由化、また後進国の繊維需給率の非常なる上昇等の客観的また実質的にも非常なる変化があったのでございますが、一方遊休繊維機械設備が依然として慢性化的な徴候で保有せられておるし、また高率な操短実施が行なわれておるし、非常に不安定な状況にあるように見受けております。したがって、われわれは国内需給に全面的におんぶするということは非常に困難なことは申すまでもないこと

とでございます。現法が施行せられた三十一年以降は、特に企業の一部その他の機械産業に振り向けるとか、いろいろなことを考えまして、多角的な経営にはとどろの企業が移っております。全部ではございせんが、ほとんどの企業が移っております。またこの三十一年以降の制限による需要不足に對しまして、この穴埋めを輸出振興に私どもはほんとうに血のつむ努力を重ねまして、今日までまいりました。

が、一面弱小部門につきましては、政府御当局の御支援を得まして、機械工業振興法等の指定を受けまして、会社の合理化に邁進してまいりましたのでございす。その一、二の例を申し上げますと、繊維機械部品メーカーのリング、スピンドル、針布等の面につきましては、三十六年以降カルテル組織をつくりまして、多数少量生産の弊を除くために規格品の統一をはかりまして、コスト低減をはかっております。なお、比較的弱い染色整理、メリヤス等の面につきましても、引き続いてカルテル組織をつくりまして、量的制限をする等いろいろくめんしてまいりました。一方先ほど申しましたこの面には機械工業振興法の適用を受けるに加以まして、国内延べ払い販売制度の線に乗せていただきまして、輸入からくる圧迫にたえるというような措置も講じまして、合理化を促進してまいりました。そのうちが、そういふふうにしめて多角経営したり、またいろいろな合理化をしまして、何と申ししましても、国内繊維産業の影響を受けていることは一番大きな問題でございまして、その国内繊維産業が一定のワクの中に入っておって、この開放経済下に

おきましてインターナショナル的に十分戦える力がそのまゝ養えるであろうかと常に私危惧しておりました。ところが、幸い先ほどのお話もありましたように、今回新法がございまして、前向きな姿勢で行かれるというところにつきましては、基本的に私業者は賛成でございますが、ただ私はこれが施行にあたりまして、二つの希望点を持つております。

その一つは、われわれは先ほど申し上げましたとおり、輸出振興についてなみなみな努力をいたしておられます。ことに三十一年現行法が制定せられて後、ほんとうに会社をあげて各企業体とも輸出の振興につとめてまいりましたのでございすが、聞くところによりまして、新法が制定せられますと、相当数の廢棄機械ができてまいります。これが少しばかりのお化粧によりまして海外へ流出するというおそれわれわれにあるわけなんです。が、万一無統制にそういふようなものが海外に出るとするならば、われわれのつちかかってきた正常輸出のラインも相当傷つけられるのじゃないか、また出ていく機械もおそろく古いものが多いということが想定せられますので、技術面においても粒々辛苦漸次つちかかってきた線がゆがめられて解釈せられるのではないかとのおそれがありますので、この点につきまして、御当局におきましては十分なる管理のもとに、こゝういふ事柄を監視していただき、また適正なそのときどきに処置を講じていただきたい、かように考えます。これが希望点の一点でございす。

次の一点は、新法が施行せられた場合には、先ほどもいろいろと参考人の方からお話がありました。多額の合理化資金が放出せられるように聞いております。どうか国産愛用の見地から、こゝういふお金は国内メーカーの立場に立っていただいて、ひとつわれわれのほうに向かって御使用をいただければと存じております。

以上二点が私が新法が施行せられますに当たつての希望点でございますが、結論としまして、私業界を代表しまして、基本的に本法案のあり方は賛同でございます。

また期間につきましても、紡績会社さんとわれわれ自身は唇齒の間柄にあると存じておりますので、混乱を起こすような、いままに実施する、いますぐ最終段階にいくというところではなくして、三、四年の余裕を置いての実施は妥協な点であると思ひます。したがって、本法案が一日も早く御審議せられ、御実施にならんことを祈つております。

御清聴ありがとうございました。○委員長(前田久吉君) 次に、山口参事人からお願いをいたします。

○参考人(山口政一君) ただいま御指名にあずかりました山口政一です。私は全国繊維機械関係の労働者を代表いたしました。非常に貴重な時間でございまして、ごく簡潔に要点のみ四点にわたつて意見を申し述べさせていただきます。

まず第一点の問題でございす。が、現行法の三十三条の二項に、「審議会は、この法律の実施に伴い繊維機械工業その他の関連事業が受ける影響に對処するための措置(繊維工業設備の

更新に関する措置を含む。)について、通商産業大臣に建議することができるとなっておりますが、続いて三項は、「通商産業大臣は、前項の建議があつたときは、これを尊重し、繊維工業設備の更新の措置に係る建議については、当該建議に基き、設備の更新に關し必要な措置を講ずるよう努めなければならない」といふふうになつております。しかし、今回の改正法は三項が除かれております。さらに二十八条の二項の中で、全文については同じでございますけれども、ただし書きのいわゆる「繊維工業設備の更新に関する措置を含む。」というカッコ書きの部分が削除されております。したがって、この三項はいわゆる審議会の更新に建議があつた場合にこれを尊重し云々とあつて、この「設備の更新に關し必要な措置を講ずるよう努めなければならない」という通商産業大臣の任務といひますか、「努めなければならない」というたわれておるべきではない。この改正法はそれが除かれておるといふことになりまして、何か繊維機械関係、いわゆる重要な関連産業である繊維機械関係が何かまますこいになつてくるんじゃないかというふうな、ひがみではあるかもしれないけれども、さういふに考えるわけなんです。したがつて、われわれは現行法よりもむしろ向きになるのでなく、前向きとまではいきませんにいたしまして、少なくとも、現行法のそのものが大体この本文の中に含まれてしかるべきではなからうか、かように存じておりますので、非常にむずかしい問題であるかと存じますけれども、できれば、本文の中

に追加願えれば幸せである、かように存じておるわけです。

それから第二点の問題については、繊維工業の審議会の関係でございしますけれども、旧法も現行法も同じ五十人以内ということで、ほぼ五十人からなる委員によって構成されておりますけれども、この中に現在関連産業として、繊維機械工業関係といたしまして業界側から二名出ております。労働者側から一名選ばれて委嘱任命されておるわけですが、やはり労働者側一名ということになりますと、いささか少ないような感じがいたしますし、一名という単数でなくて、できれば複数の委員を任命委嘱されるように政治的な配慮をお願いしたい、かように考えておるところでございします。

それから第三点の問題でございします。私たちが労働者といましては、いま職場における仕事量という問題については一番重要な関心事であり、いわゆる生活のかたになるわけで、非常に今後の見通し、仕事量があるかどうかという問題については相当神経を使っておるわけです。ところが、御承知のごとく昭和三十一年に、いわゆる糸を紡ぐほうの関係ではなく、糸を紡ぐ設備機械をつくる側でございします。これは設備の制限をされておられます。そういう関係から非常に仕事量が減少してまいりましたし、さらにこの法施行前における昭和二十六年から三十一年の間に、過去六年間の実績から申しまして、大体国内受注というものが、おおむね綿紡、毛紡、合繊紡を含むのでございします。そういう関係からいたしますと、国内受注とい

うのは大体百七億でございします。この六年間を平均いたしますと百七億で、ところが、それ以降最近においては非常に受注が激減してまいっております。三十七年の例をとりますと、年間四十六億、昭和三十八年の一月から六月まででまいりますと二十八億、年間推定といたしまして大体五十六億程度であるというふうな判断をいたしておられますが、かつての法施行前のほぼ半額というところで、著しい仕事量の減少、こういうことになっております。したがって、この現行法の中にも輸出振興という問題の附帯決議がなされておられますが、そういうような関係等もございまして、政府当局の御配慮などもございまして、比較的輸出は今日まで順調に伸びておる、こういうふうに判断をしております。

さて、今度の改正法の問題でございます。一番問題点になるのは、国内におけるほぼ三百六十万錠程度の過剰設備があると云われておりますけれども、この過剰設備のうち、一部分を輸出されるというようにことが考えられ得るわけです。しかも、輸出されるという条件の中が廃棄消滅扱いにされる、こういうところに問題が若干あるのではないかと、いふことはあえていへば輸出をする場合については、国内の廃棄と同じ条件だということになると、いわゆる過剰設備の輸出奨励策、こゝ私は判断をいたしているわけですが、そういうことになりましたと、国内で設備の制限を受けた、設備はつくっちゃいけないといふのである程度制限を受けてきた。さらに今度は輸出で活路を求めてまいりましたのが、また輸出の面で圧迫をくう危険性が多分にあるの

ではないか、ということになります。と、今日までいろいろな繊維機械だけではやってまいりませんので、先ほどの参考人の方も申されましたように、大半が転換をいたしておりますし、ほゞどの企業でも五〇％以上は他の仕事をやって、かろうじて今日になつておる。したがって繊維機械関係に働く労働者は、総体的に見まして、他産業と比較いたしまして、非常に低い労働条件の中に置かれておるというのが実態です。ところが、これで輸出がまかり間違つて、今日ある程度上向きのテンポで上昇してまいりましたものが、この本法施行に伴つて、向こう三、四年の間に急激に低下をいたしますとするならば、非常に労働者にとつて、失業というほんとにみじみな心配が多分にあるわけでございます。そういう点で特に繊維機械関係の輸出振興を、この法施行によつてはばむことのないように、十分ひとつ御配慮をお願いいたします。かように考えるわけですが、最後に第四点といたしまして、改正法が施行された場合でございします。この改正法の法の運用いかんによりましては、この繊維工業その他の関連事業とこれに関連する労働者にどうも不利益を与えるのではなからうか、かように考えておりますので、そういうことが起こらなければつこうでございしますけれども、過去の三十一年の法施行の問題からあらわれてきた現象、さらに改正法に伴つて輸出市場の問題を考へますと、過去の実績の例から見ますと、非常に可能性があるので、なかろうか、かように判断いたしておりますので、こういう問題については、本文の中で云々といふことは、いまの時

点では非常にむずかしいかと存じますので、どうかひとつ何らかの形で附帯決議を付していただきたいというふうに考えているわけですが、

まず第一点としては、国内におけるいわゆる内需の振興の問題、この内需の振興の問題につきましては、いろいろ設備の近代化資金の問題とか、あるいは今日化合繊維機械などの需要が行なわれるように判断いたしますので、これらの問題について繊維機械メーカーといいたしましても、おそらく膨大な研究資金をつぎ込み、さらに研究を重ねていかなければ、いわゆる技術の温存と技術の向上ができないかと存じます。振興の問題。さらに第二点といたしまして、繊維機械の輸出の振興の問題でございます。輸出の振興の問題については非常にむずかしいかと思ひますが、現行法の中では、繊維機械の輸出振興については積極的な処置を講ずることという大綱が、今日の現行法の中の附帯決議の項目として一項載つておりますので、こういう大綱的な文章だけでもつけようと思ひます。こういう文章を附帯決議の中で入れていただき、さらに第三点としては、いわゆる労働者問題として、繊維機械関係に働く労働者——いわゆる糸の関係について、これは糸の立法でございします。いろいろな配慮されていると思ひますけれども、その縁の下で力持ちである繊維機械をつくる関係の業界並びに労働者の問題といふのは、法施行の中では、先ほど申し上げました二十八条の二項にしか載つておりません。したがって、この労働者対策といふのは、今後どういふ形で問題が出てくるかという

ことについては、予断を許せないといふふうに判断をいたしておりますので、非常にむずかしいかと存じます。が、まあ端的に申し上げまして、この法律の施行期日中に、繊維機械関係の労働者に、いわゆる失業だとか、大幅な賃金、労働条件の引き下げだとか、こういうような労働者に重大な不利益を及ぼすような事態、こういうものが発生したときには何らかの形で善処をするといふような表現でもつけようでございしますが、そういう形を入れていただいておかなければ、先ほど申し上げましたいわゆる繊維工業審議会の中で、いろいろ発言をする機会があり、さらに従来行なわれておりましたように、機械関係の専門委員会というふうなものも設置されるではなからうか存じておりますので、そういう形の中で、いろいろ出た事象の中で、いろいろ検討してまいれば、意見として具体的に提出するだろう、かように考えておりますので、附帯決議の案文等につきましては、こまかいことは申し上げませんけれども、ただいま申し上げました国内振興、あるいは輸出振興、労働者対策、この三点の基本的な考え方の上にのつて附帯決議を付していただくならばあわせてあらう、こゝういふふうに考えておりますので、格別の御配慮をいただきたい、かように存じております。

○委員長(前田久吉君) 以上で、参考人の方々の御意見の開陳は終わりました。

○委員長(前田久吉君) それでは、参考人の方に対して御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○大矢正君 たいへん貴重な御意見を
お聞かせいただきまして、心から喜ん
でおります。

この際、私も新法について当委
員会でいろいろ議論をいたしておりま
す。その中の疑問の点の二、三につい
て、端的に各参考人にお尋ねをいたし
たいと思っております。

最初に紡績二社の三木、飯塚両参考
人にお尋ねをいたしたいと思っております。

それは業界が適正規模の設備を持
ち、企業自身も創意に基づいて自
由な競争が行なわれること、これを目
的とするこの法律について、私は、い
まの日本の経済の方向がその方向で進
んでおる限りにおきまして賛成をいた
したいと思っております。ただ、法
律がねらいとしていることが、はたし
て可能なかどうかという点になりま
す。と、どうも疑問が出てまいるので
あります。先ほど来、各参考人からお話
がありましたとおり、この新法が永続
的な操短体制というものをこの際、早
急に解決をして、各企業、そうして業
界が適正な水準の設備を持つ、この状
態にするために、三年間の間、それぞ
れの立場で努力をするということにな
っております。そこで私は、やはり一
番の問題の焦点は、過剰紡機の廃棄
が実際に可能であるかどうかという問
題に尽きるところであります。政府
の資料によりますと、三カ年間でおよ
よそ二百三十万錠の過剰紡機のスク
ラップ化をしたいという御意思であり
ます。もちろん、これに対して新設ま
たは凍結解除はありますが、そういう
方向のようでありまして、しかし、私
は考えてみまして、過剰紡機の処理を

この際、早急に、しかも積極的に行な
わなければならぬのだと思いたします
れば、この法律に盛り込まれたようなこ
とだけで、はたしてできるかどうかとい
う点になります。多くの疑問を持つ
のであります。やはり国が一定の資金
を出し、また、ある場合には業界も資
金の拠出をし、そして早急に過剰紡機
の買い上げ、廃棄を行なうというよう
なことでありますれば、私は、目的と
する方向がより有効に進むと思つので
あります。遺憾ながら、この法律は
業界、企業の自主廃棄が原則でありま
す。しかし、ここでそういうことにつ
いて、たとえば銀行から、ないしはそ
の他の金融機関等を通じて、業界や
個々の企業が希望する程度の合理化
資金なり、廃棄のための資金なりが提
供されるのでありますれば、私は、こ
れは可能であろうと思つのであります
が、遺憾ながら、これは、先ほど来お
話がありましたとおり、十億円程度で
あります。ほんの微々たるものであり
ます。二百三十万錠の廃棄に対して
の十億円というものは、ほんとうに
微々たるものであります。こういう
ことで、はたして業界、そして各企業
が自主的に過剰紡機の廃棄をすること
ができるかどうかということになりま
す。私は、私は不可能じゃないか。特
に、この法律は御存じのとおり、三年
間の期限、アフターケアの一年間、合
計四年間ということに限定をされてお
ります。先日、私は、通産大臣に、こ
の法律を再延長するという事案がある
のかどうかという質問をいたしました
ら、それは絶対ない、こう言つてお
ります。どんなことがあつても三年
間、あとの一年間を加えて四年間で、

業界の再編成なり過剰紡機の処理を行
なうのだという強い決意がうかがえる
わけでありまして。そうなつてまいりま
すと、これは逆論にもなりますが、
三年間から新設もしくは凍結の解除
を希望しなければ、機械を廃棄する必
要性がないということも言えるわけ
であります。そうすれば、三年間機械を
寝かせておけば、四年目、五年目にはも
う自主的にその機械を持ち出して糸を
引き出すことができるという状態にな
るといふことは、そういう意味におい
ても、過剰紡機の処理というものは進
まないのではないかと実心配を
私はしているわけでありまして。そこ
で、私のそういう心配が単なる杞憂に
すぎないものであるかどうか、業界の
お二方にこの際、お伺いをしておき
たいと思つております。

それからいまだ一点は、先ほど来お話
にもありましたとおり、無登録紡機
に対しての対策が述べられておりま
すが、しかし、なかなかこの無登録紡
機、やみ紡機は、今日百万錠に達する
と言われる。これらの紡機を完全に掌
握するといふことは不可能に近いこと
であらうと思つております。当然のこと
として、制限をされておる糸を引くと
いうような、ほんとうのやみ行為もこ
れからもなお起るのではないかと
いう不安を私も持つておりますが、そ
こで、それらを排除するような具体的
な方法があるかどうか、あるとすれば
お聞かせいただきたいと思つてお
ります。○参考人(三木哲持君) 私は、実は業
界代表といふような意味できょうは出
させていただけないと思つており
ますので、私個人の意見でございます

ので、そのつもりでお聞きいただきた
いと存じます。
いま先生のお話を伺つております
と、ことばを覚えて申しますと、はた
してこの法律で業界が安定するに至
るかどうか、法のねらいが達成されるか
どうかというような点が主眼になつて
おるように存じます。これは非常に私
も実は見通しのむずかしい問題だと存
じておるのでございます。と申します
のは、これから実施問題といたしまし
て、法が施行せられましてから、いろ
いろ施行上の問題につきまして、ま
あ、ただいまも私からちよつと申し述
べたような点もございまして、いろい
ろな点につきまして、政府が施行面
でどういふぐあいに実際におやりにな
るかという点によつて、かなり
状態が変わつてまいらると思つて
おる。と申しますと、先ほど申しまし
たやみ紡機の問題でも、この監視が厳
重に行なわれるか行なわれないかとい
ふ問題、あるいは、先ほど、ほかの参
考人からも申されました金融上の優遇
措置がどの程度行なわれるかどうか
か、ただいま開銀十億と申されまし
たが、この十億円と申しますのは、私
どもは、ことしの十月から来年の三月
まで、とりあえず十億と解釈いたして
おります。で、来年度は、これが当
然もつと増額せられるものと考へてお
りまして、さういふにお願いいたして
おるわけでございます。しかし、はた
してどれだけのものをお認めくださ
るかというところは、これは私はわかりま
せん。しかし、もつともつと大きな金
額が融資せられることをお願いもして
おりますし、今後とも続いてもつと願
ひしなければならぬと考へておりま
す。
それから、先ほど飯塚参考人からお
話があった税制上の措置、すな
わち、企業の合併等に対する税制上の
措置がどう行なわれるかというよう
な点によつて、これからの事態
は変化があると存じます。
なおまた、この新法の施行のとき
に、この過剰紡機の格納がそのとき
に、はたして何になるかというこ
と、大体いま私たちに見当はついてお
るのでございまして、しかし、まだ
決定はいたしておりません。かりに、
そのときに非常に格納率が低いとい
うようなことに相なりましたならば、そ
こにおいて非常に需給のバランスが乱
れていきまして市況が非常に悪くな
る。したがって、市況が悪くなれ
ば、当然、古い紡機を廃棄して新しい
設備に置きかえるという意欲も減りま
すし、また、やろうと思つても銀行が
金を貸してくれないというようなこ
とにもなりますので、そのときの、新法
に入りまして、その格納率いかんとい
うような点も影響いたして、その格納
率が高くなるかという点が非常に
影響いたすと思つております。
なおまた、これからの市況、これは
広い意味で申しまして、日本全体の景
気、もう少し大きく言えば、世界全体
ですが、特に繊維業界全般がこれから
一体どうなるのかという点に
よりまして変わつてまいりますし、
また、先ほどからお話があつておりま
す労働事情並びに賃金の上昇がどう
なつてくるのかという点も、
すべてこれから廃棄及び新設の意欲並

びに可能不可能の問題に関係いたしませんので、これは非常に見通しがむずかしい問題でないかと考えますので、私は確信を持って申し上げることは、よういたしません、少なくとも言い得なかつた場合は考えますと、この新法が成立せずして、もし来年の六月に現行法が消えてしまふというような場合を想像いたしましたならば、先ほども申しましたような非常な混乱が起りますから、それに比べれば、新法というものはぜひ施行せられねばならぬし、また、そのことが業界を安定に導くのに大いに役立つと考えるのであります。また、申すまでもなく、業者もこれから市況の安定をはかるように、また、新法の目的が達成せられるように、業界全体としても努力しなければならぬと存じます。

それから最後に、やみ紡機の監視の点でございますが、これは、先ほど私も申しましたとおり、言うべくして事実非常に困難らしく存じます。それが証拠には、過去にずいぶん御当局もこれには力を入れていただきましたし、また、われわれ紡績業界もいたしましても協力をいたしてまいつたのでございますが、十分な目的が達し得なかつたのは事実でございます。したがって、新法になりましたも、よほど御当局がこの監視に力をお入れいただかなければ困難だと存するのでございますので、先ほどもお願いしたような次第でございます。

これを要しますのに、今後のいろいろの情勢によりまして、廃業並びに廃業による身がわりの新設等の問題はいろいろと変わつてまいりますので、かくくであるとして申し上げますのは、はなはだ申しわけございませんけれども、この辺でお許しを願いたいと存じます。

○参考人(飯塚直次君) ただいま大矢先生の御質問の第一点の、一体、三カ年間の期間、アフターケアの一年間で完全に過剰紡機がなくなるかという問題でございますが、これはしからば、過剰紡機をなくさず今日のような状態でいけるかどうかというところが、私たち企業者としては問題になると思ひます。御承知のように、自由経済に移行した今日、後進国がかなり安易に、及び織物その他製品を相当量日本に持ち込むのではなからうかというのを考へるわけでありませう。そうなりまして、ときには、やはりわれわれもいたしまして、この機会に、企業の合理化をはかつて設備の新鋭化を非常に迫られておることはもちろんでございます。したがって、いままで、私は、先ほどお願いいたしましたように、それに要する設備の資金の確保ということをまずお願いし、これができませうならば、私は、そういう方向で出ていくであらう、さらに大企業におきましては、自己資金等によつて、ある程度までその目的が達成し、さらに今後拡大していくであろう、合成繊維の分野からまいります企業の競争というふうな問題も出てまいりますので、当然、紡績業といつたしましては、設備の更新をして、現在でも凍結されて、綿紡においては二八％、スフ紡においても、正味でいきますと二二・幾らになります、こういうものをそのまゝいつまでもこの状態でいくということについては、私もほけつこうだとは思ひておりません。そういうことを念願として対処したい、こう思つておられます。

もう一つ、やみ紡機については、先ほどお話のありましたとおりで、なかなかこれは根強いものがありますから、容易には根絶を期すということが困難であらうと思ひますが、しかし、これも、それぞれ政府の対策というものが打ち出されるならば、やはりわれわれ同業者でありますから、この点については、指導よろしきを得るのではなからうか、しかし、困難であるということとは、私は申し上げられると思ひます。

以上です。

○赤松常子君 ちょっとこれに関連して、いまの御回答に對してもう一度ちょっとお尋ねしたいのでございませうが、御両者とも、やみ紡機の存続、これが非常に問題のネックになるような御発言でございました。これは根本的に言へば、日本の政府自体が繊維産業の遠い将来を見通しての産業政策、繊維政策ができていない、これに私も欠陥があると思つてゐる次第でございます。また、今度この新法ができて、また五、六年先には同じことを繰り返すような懸念を私は持つてゐる次第です。八年前も繊維関係の法律ができて、そしていままたこういうことをしなければならぬ。また五、六年たつたらどういふ状態になつて、また同じことを繰り返す杞憂は私も感じているわけでございます。根本的には日本の政府自体がいま申します繊維産業の将来を見通した計画を持つべきだ、こう考へておられますが、いかがでございますでしょうか。先ども——片言隻句をとらえてかれこれ申すのはたいへん失礼でございますけれども、新々紡を

ましてのおことはどう思ふのでございませうが、やみ紡機がほとんど出でしまつて、あつて、それが前の法律の施行に非常に支障を来たしたような私ども受け取り方をした次第でございませう。それが、経営者の皆さまかららんになつて、どういふところにもつと力を注いだらよかつたのか、こういうことを再び繰り返さないために、政府の監督が非常に不行き届きであつたのか、あるいは業者自体の自主性というものが不足であつたのか、あるいは審議会自体にも少し不足な点があつて、審議会自体にもつと強力な、何と申しましようか、監督指導という面がなければならなかつたのではないだらうか、そういう前の法律の欠陥、失敗、それをもうちょっと具体的にいつしやつていただいて、今度の新法に對しても不備なところは補つていつたらどうであらうか、こういう御質問をいたしたいと思ふ次第でございませう。また、あそいいうことで、政府の監督が不行き届きであれば、もつともつと政府に對して鞭撻もしなければならぬと思ひます。どうぞその点について御意見を伺いたいと存じます。

が私はあらうと思ひます。大体その程度でよろしうございませうか。

○参考人(飯塚直次君) これは政府自体も——旧来は、綿紡績と、あるいは化繊紡績と、それぞれ違う業界が操業の監視をしておりました。これが今度一本になりました。同時に、政府自体が今度は責任を持つてやるということになつておりますから、おそれるこの点については問題はなからうかと思ひます。

○大矢正君 ただいまお答えをいただきましたが、この法律の立て方というものが、過剰紡機の処理をあくまで業界、企業の自主的な立場においてなされなければならぬという大前提がありまして、その範囲において、政府、通産当局の行政指導というものが行なわれるのでないかと私は思ひます。したがつて、通産当局が行なう過剰紡機の廃業についてのいうならば力の限界というものはおのずから出てまいるものでありますから、やはり私は三年後に再びこの法律を変えるもしくは存続をするというふうな議論をしなればならぬ事態になるというところは残念なことでありまして、私も議員といつたしまして、政府に、積極的にまあ国が買い上げるということ、そして廃業をするというところは、この法律上できないのでありますから、裏側の資金をより積極的に出すという面において、過剰紡機の処理、廃業に努力をいたしたいと思ひますので、ひとつ業界においても、再びこの法案が三年、四年後にまた議論をしな

○参考人(飯塚直次君) いまの御質問でございますが、これは法律自体にも問題があつた。なぜかといひますと、いふと、今日までの法律は、使用制限であつて、設置は差しかえなかつた。ここに大きな欠陥があつた。今回の法律においては、設置することもできないといふことでございます。もう一つは、業者自体もこれは反省を要する問題があつたのではないかと。両方に問題

ければならないことがないように御努力をお願いしたいと思います。

次に、合機関係について賀集さんに二点ほどお尋ねをしたいと思います。これは先ほど宇佐美参考人の御発言にも触れられておったのでありますが、私は、単なる私の杞憂であれはよろしいのでありますが、どうも今日の合機界の状態、将来どうなるであろうというのを予測した場合において、いまの合機界の設備能力、これらのものを考えてみますと、これからは新法の施行によって法律上の拘束は何らなくなってくる、自由な競争である。もちろん、合機というものがあらゆる分野に進出をして、年々非常に驚くべき需要の増加を来しておられますから、そういう意味においてはうすなされる面もありますが、しかし、いままでのようにたとえ東レさんあるいは日レさんあるいは帝人さんといわれたごく限られた少数の企業と設備によって運営をされる時代から、漸次設備の能力においても企業の数においても拡大をしてきておる今日、将来とも過当競争が起きないという、設備の過大という事態が起きないという心配がないとは私は言えないと思うのであります。もとより、合機それ自身は装置産業でありますから、設備に対して多額の資金を必要とするのは、制約をする一つの部面としては生まれ出てはまいりませんけれども、なかなかそれだけで問題が解決をするものではない。今度の法律では、それらの問題について規制をする何らの方法もない。しいてはがせば、これは協会から御要望もあるようでありますが、いま衆議院にかかっております特振法でそれらの問題の調節

をしたい御趣旨のようでもあります。しかし、残念ながら今度の国会でもこの特振法は通らぬようであります。私どもは——私は社会党ですから、社会党が反対をしておるということもありますが、単にそれだけではなくて、指定される業種、業界の消極的な態度も今日あるようでもあります。これらの面もありますので、なかなか特振法は今度の国会で成立をして合機界が調節をする場合の方法にしたいということには沿えないようでもあります。今度通らないと、これで三回出しておられますから、いくらか心臓の強い通産省でも、四回まで国会に出すことはできないじゃないかという気がする。そうすると、自主調整がなかなか困難だという面が出てまいります。それらの見通し、考え方等について、どう考えておられるか、これをお答えをいただきたいことが一つであります。

それからいまい一つは、かりに今日専業七社がそれぞれの規模において、わずかな規模であります。紡績機を持つておられます。そこで、これからこの法律が発効してから失効するまでの三年ないしは四年間、それからそれ以降、これらを考えてみて、合機の専業七社の方は紡績機械をみずから積極的

に持とうという御趣旨があらぬのか、あるいはそうではないに、綿の提供を中心として紡績は紡績の今日の既存の各社におまかせをするという方向で進められようとお考えになっておられるのか、それらの点についてこの際答えていただければ幸いだと思います。

○参考人(賀集盛蔵) ただいま大矢委員からの御質問に対して、第一の問題であります。現在、後継部隊と

申しますか、新たに化機業を進めるといふところが続出しておるような次第であります。これは遠い将来においては設備過当の問題が起きてくるかもしれない。しかし、現在の状態においては、私は現在のあり方で促進されておる状態では、設備が多過ぎて現在の紡績界のごとく過剰設備になるんじゃないかという御懸念はないんじゃないかと思ひます。それは理由としては二つあります。一つは技術的問題だろ

うと思ひます。一つは需給の關係から起こってくる。それに、技術的に天然纖維と合成纖維とは性質上非常に違つたものがあります。天然纖維は、いわゆる動物、植物の利用によつて生産されるものであります。そして、いままでに品種の改良とかあるいは遺伝学の応用によつて、多少綿のごときは單位面積の増産をはかるかというふうなことはありますけれども、これは非常に自然に制約されるものであります。し

て、限度は小さいのであります。しかし、合成纖維になりますと、技術的に性質を変えていく。これも限界がありますけれども、相当幅の広い範囲において性質を変えていく力を持つておる。一例をあげて具体的に申し上げますと、いまから七、八年前のナイロンでありました。ナイロンの漁網をつくつて光線にさらしておると、黄色くなつて老化してしまふということでございます。それは今日では完全に克服されている。日光の紫外線によつても作用を受けない。それからポリエチレンは、これは英國のICIが発明して、相当長い年限研究を重ねた結果、日本に技術導入されたものであります。大きな技術的な変化はございません。

最初から有効なものでできておりますから。しかしあれも、纖維がほしいというところで、今日ではもつと纖維をやわらかくしようというところに技術がだんだん進んできております。最も著しい例はアクリルであります。これは生まれてから約三千年間というのは売れなくて困つたのです。それは染色性が悪い、それに強度も足らぬ、白度も足らぬ、そういうものは技術的に改善されて、今日では非常に需要が増大している。そういうような次第でございますから、技術の発達によりまして需要が増大していく一つの要素を持つております。これが天然纖維と非常に大きな違いのあるところでありまして、ことに合成纖維になりますと非常に比重も軽い。水に浮くような軽いものがある。これはパイルとか、プロピレンと申しますか、そういうようなものが、これはまだ生産はやつておりませんけれども、将来まだ相当伸びるんじゃないか。その比重の軽いということを利用して、相当強力でありまして、資材用にも伸びるのじゃないか。でありますから、合成纖維は、ナイロンにおいても、プロピレンにおいても、ポリエチレンでも、将来その技術の開発によつて一つの特徴をつくれれば新しい分野にいくと、こういうことになりまして、ただ単に衣料だけの問題じゃなくて、資材用、工業用に広く用いられることがあるのですが、最近の例として見ますと、マニラ・ロープを船会社が使つておつた。あのマニラ・ロープは水の中には入り込むと沈むのであります。プロピレンは浮くのであります。そのために、あのマニラ・ロープのかわりにプロピレンをこのご

ろだに使つてゐる会社が出ております。現在、郵船社会でも、あのほうが軽く取り扱ふのに便利だし、ことに水に沈まぬから、ロープを引っぱり上げる場合の水の抵抗がないから力が少なくて済むと、こういうふうに見られる傾向があるのであります。研究すれば研究するほどこの用途が拡大していく、こういうことがあるのであります。でありますから、ただ単に衣料面だけの需給關係だけでこれは判断できないのであります。いままでわれわれが考へていなかった、あるいは過激な抵抗に強い纖維でありますから、そういう方面で綿を使つておつたりあるいは羊毛を使つておつたりとこへ合成纖維を使うと、こういうふうなことになるので、いまこの特振法がなくて、われわれの自主——もちろんこれは通産省の指導によつてやつてゐるわけですから、自主調整である程度いけるんじゃないか、こういう考えを持つてお

ります。

次に用途の問題であります。まあ統計でござんになつてもおわかりになるように、天然纖維というのは現状維持あるいは減退の方向をたどつております。ところが、国民の所得が増大して、文化が進んでくると、纖維の需要度が大きくなる。私はこまかい数字はわかりませんが、大体日本人は——これは通産省のほうにお聞き願つたらわかるのですが、一人当たりの纖維の需要というのは八キロぐらいであります。ところが、アメリカでは二十キロぐらい使つてゐるはずなんです。経済が伸びていって所得が多くなつてく

と、繊維の需要が増大してくる。それは将来他の繊維も多少増加するかもしれないが、おもに合繊によつてまかなわれるのじゃないか。最近に至りましてアメリカの状態のニュースが入つたのですが、カーベット、これがもうほとんど毛を使わないで合繊でかわりをやつてゐる。それで、ある合繊のごときは日本からの長期の輸入を期待してゐる、こういうような情報も入つてゐるんでありますから、この天然繊維といふのはいままでも繊維の需要の大部分をまかなつておつたが、それが現状維持かあるいは多少減退する傾向をたどつてゐる。そして、人口の増加、それが国民所得の増大等によつてふえてくるのは、合繊の繊維でもつてまかなつていかなければならないような状態になる。したがつて、私は、特振法が議會で固に合つた合ゐぬか、時間的にどうかというふうなうわさは聞いております。聞いておりますけれども、相当これは多額の資金を要することであつて、そして企業者自身がそれだけの責任を持つてやらなくちゃならぬことで、そして今日通産省の指導のもとに自主調整をやつておりますが、その点から考えまして、かりに特振法が通らぬでも、いままでの方法によつて十分その可能性があるものと信じておるような次第でございます。

○近藤信一君 時間も普通ならば昼食時間をはるかに過ぎておりますけれども、これは私も委員会としては重要な問題であり、せつかく参考人に来ていただいたので、昼食もまだ先に延ばして、参考人の皆さんにいろいろ質問するわけなんです。本来ならば委員長から弁解をしていただくわけですが、私は端的に皆さんにそれぞれ御質問を申し上げますので、皆さんもひとつ御協力を願つて、簡単に御答をいただきますかと思ひます。

まず、私は三木参考人にお尋ねをいたしますが、現行法の改廃問題が論議されておりました当初から、紡糸—紡糸機で、紡糸機を規制の対象からはずすことにつきましては、天然繊維関係の業界、特にたぐはく倉敷紡でございまして、反対をしておられたわけなんです。その後の反対の機運というものがだんだんと薄らいでいつて、今度は新法に協力する、こういうふうなことに変わつてきたように私思ふのですが、この問題について簡単に御答をさせていただきますかと思ひます。

○参考人(三木哲持君) いろんな問題につきまして、初めのうちはとにかく、まあみな言いたいことを言ひ合つたといふことでございまして、結局出ました結論と初めが言つておつたこととの間に相当相違ができてきておることは事実だと考えます。私のほうは綿紡会社と申しておりますけれども、しかし、ただいま貴集さんからお話がございましたとおり、天然繊維以上に今後合成繊維が伸びていくというところに対しての私の考えも変わつて、私もさうに考えておりますので、必ずしも綿紡とか—あるいは毛紡とかといふものだけに執着するといふ考えはございませんので、やはり合繊が伸びていくことに對しましては私たちも賛成でございますし、また会社にとりまして合繊が伸びていくというところが望ましいのでございます。で、初め紡糸機を規制の対象に入れるように主張しておつたのに、なぜ途中からそ

れを放棄したかということに對しましては、最初に申し上げましたように、できればそのほうが望ましいと考えておつたわけで、必ずしもぜひさうでなければならぬというわけではございませんので、結局まあ大乗の立場から、新法に賛成をいたしておるわけでございます。

○近藤信一君 もう一点お尋ねします。あなたは輸出入取引法の第五条の三のアウトサイダー規制命令を希望して、これは本法案でいれられずに、そのかわりに四十条の輸出について勧告という条文が入りました。これで一応けつこうと、こう思ふとの御意見でございますが、輸出入取引法の五条の三のアウトサイダー規制命令と、本法案の四十条の通産大臣の勧告とは、その性格そのものが違つたものでございまして、この程度の規制では、あなたが期待されておられますような効果は十分に私は発揮できないんじゃないか、期待できないんじゃないかといふように思ふのですが、この点はいかがですか。

○参考人(三木哲持君) よく一般に言われておりますとおり、独禁法に穴をあける—俗に穴をあけると申しておりますが、そういうことは、業界といたしまして希望はいたしておつたのでございまして、なかなかこれは言うべくして実現がむずかしい、よりに私は承知いたしております。そこで、いま御指摘のように、輸出入取引法の改正よりも今度のほうが弱いものであるかもしれないが、しかし、どうしても輸出入取引法の改正によることでございまして、現在の新法に盛り込まれておること、われわれは満足すべきであり、また新法に織り込

まれておること目的を達成するように業界が努力しなければならぬ、かように考えておるわけでございます。

○近藤信一君 次に、飯塚参考人に二点ほどお尋ねいたしますが、この現行法の改廃問題が論議されておりました当時、過剰精紡の政府買い上げといふことを盛んに要望しておられたのです。中小紡にさういふ声が強かつたように私は当時の参考資料から知つたわけでございますが、本法、いわゆる新法においては、さういふ買い上げ処置といふことは全然考慮されておりましたのでございまして、この点は現在あなたのお考えとしてはどんなふうに考へておられるのか。

それからもう一つは、本法施行に伴つて、中小紡績の中には転換をせなければならぬといふ企業者、さらにまた、これでは立ち行かないから企業合同をやらなげやならぬ、こういうふうな意見があるやにも聞いておりますが、この点、これは重ねて二つの点についてお尋ねいたします。

○参考人(飯塚直次君) ただいまの御質問の第一点の、なぜ当初買い上げを要望しておつたのに、それがなくして本法案に賛成なのかといふ御意見でございますが、当初はもちろんさういふ考え方であつたのですが、少なくとも紡績業といふもの、これが現在の法律の間においては、買い上げといふことは困難であるといふことが出てまいりました。そこで、やむを得ず、さういふ方法でなく、ただしやはり自由経済に移行いたします段階において設備の更新が必要になつてまいります。そこで、それに要する資金の格段の御配慮

をお願いしたい、こういうことになつておるわけでございます。

それから第二点の、今後転換が行なわれるのではなからうか。これは、御指摘のように、中小紡の立場からいいますならば、当然合併といふ問題も出てまいりますし、あるいはまた設備の譲渡といふ、いわゆる転換といふ問題も出てまいります。その場合にぜひ税制上の特別措置をお願いしたいといふことは、先ほど申し上げましたとおりでございますので、さういふ方法によつて御配慮願ひたいと考えております。またそれが中小紡の本法案に対する要望でございます。

○近藤信一君 次に、賀集参考人にお尋ねしますが、先ほど大矢委員からも御質問がございました特振法の問題で、これは大矢委員から御質問されましたので、私はそのほかに一点お尋ねしておきたいことは、繊維業界の革命とも言うべき化学繊維が非常に近年盛んになつてまいりました。まあ私も消費者の立場から言へば、安くて強いものは大いに歓迎すべきだと思ふので、しかし、この化学繊維が現在その設備量では日産二千七百トンと申しております。これはアメリカに次いで世界第三位という地位であるやうであります。経営規模の国際比較を見ますと、これは米国のデュポン、英国のICI、それからドイツのバイエル等、こういうところと比較するとまだ格段に劣つてゐるやうでございますが、そこで国際競争力の観点から現状と将来の見通しについて先ほどもお述べになつたわけでございますが、この点一つお尋ねしておきたいと思ひます。

二二

○参考人(賀集益蔵君) お答えをいた

しますが、規模においてはイギリス、アメリカのICIとかデュボンに劣っているかと思われませんが、まあわれわれの考えでは規模のあまりに小さいものは経済単位に達しないというところで、経済単位以上のものに持つていかなければならぬということでありま

○参考人(三木哲持君) お答えを申し上げます。古い設備を——古い設備と申し上げますと語弊がございますが、格納設備を廃棄いたしまして新設をする計画はどうかというお尋ねでございますが、これは実は正直なところ、ど

○参考人(飯塚直次君) ただいまの御質問に対してお答え申し上げますが、まず過剰設備を二対一の割合によって廃棄していくのか、あるいはまたそれによって新設をしていくか、凍結を解除していくかという問題でございますが、これは同じ中小紡の中にあつてもいろいろやり方の相違はあろうと思

○参考人(飯塚直次君) ただいまの御質問に対してお答え申し上げますが、まず過剰設備を二対一の割合によって廃棄していくのか、あるいはまたそれによって新設をしていくか、凍結を解除していくかという問題でございますが、これは同じ中小紡の中にあつてもいろいろやり方の相違はあろうと思

○参考人(飯塚直次君) ただいまの御質問に対してお答え申し上げますが、まず過剰設備を二対一の割合によって廃棄していくのか、あるいはまたそれによって新設をしていくか、凍結を解除していくかという問題でございますが、これは同じ中小紡の中にあつてもいろいろやり方の相違はあろうと思

ない現状にございますので、こういう点と相まって、輸出のほうにも伸ばしたい。しかし、その体制がどういふ形になるかというところはよく判断を許さないところでございますけれども、一にかかつて、先ほどお話しになりましたような経済外交というか、あるいは対外的の大きな問題を取り上げていくべきではないかろうか、かよう考えております。

○近藤信一君　そこで、国連の貿易開発会議でいま盛んに新聞でもいろいろと問題になっております。で、この国連の貿易開発会議の動きというものは、わが国にとりましては非常に重大な影響を及ぼすのではないかと、こゝろ私は思ふのであります。ことに低開発国の輸出に対するところの特恵関税の問題はわが国繊維産業に致命的な打撃を与えるおそれがあると思ふのですが、これは業界としてこの影響をどのように評価しておられるのか。この点は、それぞれ業界の綿紡の大小、それから化合繊維の賀集さん、お三人からそれぞれの御意見を承つておきたいと思ひます。

○参考人(賀集益蔵君)　国連の貿易会議におきまして、低開発国に対する特恵関税問題というところでありますが、私の携わつておる化合繊維におきましては、低開発国においてこれを生産しております。したがって、化合繊維においては低開発国は競争の相手じゃないわけでございます。したがって、この特恵関税が実現した場合に、われわれのほうにはあまり影響はないのじゃないかと、こゝろ考えておる次第でございます。

○参考人(三木哲持君)　私は紡績業界を代表して本日は出席をいたしておりませんので、業界代表としての発言は遠慮いたしたいと思ひます。個人としての考えなんです。低開発国への輸出問題でいろいろと問題が現に起こつております。将来も起こるであろうというところは、私いろいろと考えております。多少御質問からはずれるかもしれませんが、一例といたしまして、先般西アフリカのナイジェリアが、日本がもつと第一次産品をかうてくれなければ輸入を制限するというような問題が起こりましたことは、御承知と存じますが、それに對しまして、われわれは第一次産品を——われわれの買ひますのは原綿でございますが、向こうの言つてきます原綿を日本として一割以上、二割近くも割高なんでございます。これをある程度買ひ付け、これをきつて、向こうが輸入を非常にチェックしようとするのをある程度防いだというふうなこともやつた例もございします。またその他の地域におきましてそういう問題が起こりつづつありますので、この一つの例のようなことを今後考えていかねばならないのじゃないかと思ひます。しかし、これは第一次産品をかうといひしても、われわれ業界の力で可能な点は、たとえば原綿を産しておる国はもうでもございせんが、われわれが買おうとして買えない国もございしますから、こゝろいふ点につきましては、政府御当局におかれて御配慮いただきたく考えておる次第でございます。

○近藤信一君　次に、労働組合の宇佐美さん、中島さん、両参考人にお尋ねするわけですが、新法の第十八条の第二項第四号におきまして、共同行為の指示の内容は「従業員の地位を不当に害するものでないこと」という条件がつけられております。この「従業員の地位を不当に害する」ということについて具体的に考えられる問題点というものがございます。この点が一つと、それから若年労働力の不足ということとが繊維産業にとりましては非常に重要な問題の一つとしてこれは指摘されておるのでございますが、労働者側としてこの問題についてどういふ対策がとられるべきだと考へておられるのか、その二点について、御二人から、それぞれの立場からお願いしたいと思ひます。

○参考人(宇佐美忠信君)　第一点の問題であります。先ほど申し上げましたように、新法によりまして繊維産業の体質の強化をはかつていく。そうした場合に、工場を多数かかえておる企業の場合には、能率のよい工場に生産を集中して、能率の悪い工場をつぶしていくというおそれがあるのではなからうか。そうした場合には、流動性の可能な若年労働者の場合にはまだよいわけですが、特に流動の不可能な中高年齢労働者のいわゆる雇用問題が非常に重要な問題として提起されてくるのではなからうか、そのことが第一点であります。

○参考人(中島道治君)　第一点の問題でございますが、従業員の問題でございます。これは漸次国際競争力の強化というところで機械の操業時間を長くしていくを得なくなつてくるのではなからうか。そうした場合には、労働者の働く時間というものが深夜に及ばざるを得ないような事態が出てくるおそれがある。当面その二つが一般的に考えられる問題でありまして、さういふ点に加えて、一番私どもが懸念いたします問題は、これも先ほど申し上げましたように、中小企業の場合に、今度の体質強化の中にあつて自然に淘汰されるような企業が相当数出てくるおそれもある。そうした場合には、企業者のみならず、そこに働く従業員の雇用問題にとりましてたいへん重要な問題が出てくるのではないかと考えられるわけでありまして。

第二点の若年労働力の不足対策であります。まず第一に、日本の繊維産業、なかんずく天然繊維の産業におきまして、過去におきまして相当長期にわたつて低賃金等の事態が続けられ、さうした結果、労働時間等につきましては、必ずしも他産業から比較いたしまして短いとは言ひ得ない、あるいはまた寄宿舎制度の存在、こゝろいふもの等によりまして、繊維産業に対する一般国民のイメージというものが非常によくないという実態があつたかと思ひます。そういう面でも、私ども労働組合の立場からいたしますと、繊維産業がもつと魅力のある産業になり得るような措置というものをとるべきではなからうか。それから、若年労働力の絶対数が不足するわけでありまして、今後紡績産業といへども相当数の中高年齢労働力というものを擁しなければならぬことになるのではないかと。そのうした場合には、今日、住宅の問題、あるいは経済の地域格差の問題、あるいは職業訓練の問題、さらにはまた年功序列型の賃金、いわゆる中高年齢労働者の雇用をばば賃金の制度、こゝろいふものについて抜本的な改革を行なつていくことが、今後の労働力不足に対する重要な問題になるのではないかと考へております。

○参考人(中島道治君)　第一点の問題でございますが、従業員の問題でございます。これは漸次国際競争力の強化というところで機械の操業時間を長くしていくを得なくなつてくるのではなからうか。そうした場合には、労働者の働く時間というものが深夜に及ばざるを得ないような事態が出てくるおそれがある。当面その二つが一般的に考えられる問題でありまして、さういふ点に加えて、一番私どもが懸念いたします問題は、これも先ほど申し上げましたように、中小企業の場合に、今度の体質強化の中にあつて自然に淘汰されるような企業が相当数出てくるおそれもある。そうした場合には、企業者のみならず、そこに働く従業員の雇用問題にとりましてたいへん重要な問題が出てくるのではないかと考えられるわけでありまして。

○参考人(宇佐美忠信君)　第一点の問題でございます。先ほど申し上げましたように、新法によりまして繊維産業の体質の強化をはかつていく。そうした場合に、工場を多数かかえておる企業の場合には、能率のよい工場に生産を集中して、能率の悪い工場をつぶしていくというおそれがあるのではなからうか。そうした場合には、流動性の可能な若年労働者の場合にはまだよいわけですが、特に流動の不可能な中高年齢労働者のいわゆる雇用問題が非常に重要な問題として提起されてくるのではなからうか、そのことが第一点であります。

第二点の若年労働力の不足対策であります。まず第一に、日本の繊維産業、なかんずく天然繊維の産業におきまして、過去におきまして相当長期にわたつて低賃金等の事態が続けられ、さうした結果、労働時間等につきましては、必ずしも他産業から比較いたしまして短いとは言ひ得ない、あるいはまた寄宿舎制度の存在、こゝろいふもの等によりまして、繊維産業に対する一般国民のイメージというものが非常によくないという実態があつたかと思ひます。そういう面でも、私ども労働組合の立場からいたしますと、繊維産業がもつと魅力のある産業になり得るような措置というものをとるべきではなからうか。それから、若年労働力の絶対数が不足するわけでありまして、今後紡績産業といへども相当数の中高年齢労働力というものを擁しなければならぬことになるのではないかと。そのうした場合には、今日、住宅の問題、あるいは経済の地域格差の問題、あるいは職業訓練の問題、さらにはまた年功序列型の賃金、いわゆる中高年齢労働者の雇用をばば賃金の制度、こゝろいふものについて抜本的な改革を行なつていくことが、今後の労働力不足に対する重要な問題になるのではないかと考へております。

○参考人(中島道治君)　第一点の問題でございますが、従業員の問題でございます。これは漸次国際競争力の強化というところで機械の操業時間を長くしていくを得なくなつてくるのではなからうか。そうした場合には、労働者の働く時間というものが深夜に及ばざるを得ないような事態が出てくるおそれがある。当面その二つが一般的に考えられる問題でありまして、さういふ点に加えて、一番私どもが懸念いたします問題は、これも先ほど申し上げましたように、中小企業の場合に、今度の体質強化の中にあつて自然に淘汰されるような企業が相当数出てくるおそれもある。そうした場合には、企業者のみならず、そこに働く従業員の雇用問題にとりましてたいへん重要な問題が出てくるのではないかと考えられるわけでありまして。

○参考人(宇佐美忠信君)　第一点の問題でございます。先ほど申し上げましたように、新法によりまして繊維産業の体質の強化をはかつていく。そうした場合に、工場を多数かかえておる企業の場合には、能率のよい工場に生産を集中して、能率の悪い工場をつぶしていくというおそれがあるのではなからうか。そうした場合には、流動性の可能な若年労働者の場合にはまだよいわけですが、特に流動の不可能な中高年齢労働者のいわゆる雇用問題が非常に重要な問題として提起されてくるのではなからうか、そのことが第一点であります。

第二点の若年労働力の不足対策であります。まず第一に、日本の繊維産業、なかんずく天然繊維の産業におきまして、過去におきまして相当長期にわたつて低賃金等の事態が続けられ、さうした結果、労働時間等につきましては、必ずしも他産業から比較いたしまして短いとは言ひ得ない、あるいはまた寄宿舎制度の存在、こゝろいふもの等によりまして、繊維産業に対する一般国民のイメージというものが非常によくないという実態があつたかと思ひます。そういう面でも、私ども労働組合の立場からいたしますと、繊維産業がもつと魅力のある産業になり得るような措置というものをとるべきではなからうか。それから、若年労働力の絶対数が不足するわけでありまして、今後紡績産業といへども相当数の中高年齢労働力というものを擁しなければならぬことになるのではないかと。そのうした場合には、今日、住宅の問題、あるいは経済の地域格差の問題、あるいは職業訓練の問題、さらにはまた年功序列型の賃金、いわゆる中高年齢労働者の雇用をばば賃金の制度、こゝろいふものについて抜本的な改革を行なつていくことが、今後の労働力不足に対する重要な問題になるのではないかと考へております。

○参考人(中島道治君)　第一点の問題でございますが、従業員の問題でございます。これは漸次国際競争力の強化というところで機械の操業時間を長くしていくを得なくなつてくるのではなからうか。そうした場合には、労働者の働く時間というものが深夜に及ばざるを得ないような事態が出てくるおそれがある。当面その二つが一般的に考えられる問題でありまして、さういふ点に加えて、一番私どもが懸念いたします問題は、これも先ほど申し上げましたように、中小企業の場合に、今度の体質強化の中にあつて自然に淘汰されるような企業が相当数出てくるおそれもある。そうした場合には、企業者のみならず、そこに働く従業員の雇用問題にとりましてたいへん重要な問題が出てくるのではないかと考えられるわけでありまして。

簡単に質問いたしますから、お願いいたします。

まず第一に、三十一年の纖維工業設備臨時措置法が成立して後に、纖維機械メーカーというものが、私は相当他

ざいですが、**国産品の愛用**について、
 一、**体**現在の国内需給に応ずるだけ、ま
 た今後の需給に対して十分応じていか
 れるような手段というものが講じられ
 ておるかどうか。

ただ、一年だけ一億をオーバーしてお
ただか、あとは数千万の輸入にとど
まるだけで、あとはおろか見ましても、御承
まつておる事実から見ましても、御承
認いただけると思います。ただ、染色
整理その他あと処理の機械でございま

いずれにしましても現在われわれが纖維機械で使っておりますわれわれのキャパシティは約七〇%程度のもののでございまして、三〇%ほどは纖維機械設備におきまして余力を持っております。

国に劣らない水準のものをお世話さしていただくつもりでございますからということで先ほどお願いしたはずでございますが、私のほうは二点しか希望は申し上げなかったのですが、私の迫

力が足らずして一点見落とされておつたということ非常に残念でございますが、どうかひとつよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○近藤信一君 最後に、山口参考人にお尋ねするのですが、三十一年の措置法が成立して以後というのは、繊維機械の生産というものは徐々に私は縮小されてきておるといふふうに思ふのです。その影響で従業員の動向というものは一体どういふふうになっておるか、いわゆる繊維機械の縮小によって従業員が整理されてきておるのかどうか、こゝろ一つ。

さらに一つは、賃上げ闘争におきまして、非常に金属機械の中では、金属産業の中では比較的繊維機械の賃金というものは率が低いわけなんです。これはやはり繊維機械の製品がだんだんと縮小されてきている影響もあるのかどうか、その点をひとつ。

それから、これは山口参考人も、また中島参考人も言っておられ、これはまた宇佐美参考人にも共通する問題だと思ふのですが、五十人の審議会の中で、労働者側の委員というものが非常に少ない。そこで、やはりこの労働者側の審議会の委員をふやしてもいいかという山口参考人からも御意見が出ておるわけなんです、この少ない場合、どのような審議会の中での不利益があるかどうか。これは数の問題でございまして、満場一致制か、採決かどうか、私この審議会の内容について十分知りませんが、皆さんから、労働者側委員をふやしてくれと、こういう御要望がございまして、どういふ点

でふやしたほうがいいのかどうかという点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

以上で私の参考人に対する質問を終わります。

○参考人(山口政一君) ただいまの質問にお答えしたいと思ひますが、三十一年に法施行になりましたが、当時今日の状態の問題について若干説明を加えたいと思ひますが、いわゆる重要な繊維機械メーカーの事情といたしましては、ほとんどその間人間がふえておりません。したがって、三十一年以降、三十四、五年当時まで、ほとんど新規の採用というものを省略をいたしております。そういうような事情の中で、平均年齢が非常に高くなつてまいりました。直接現場作業員の平均年齢というものは、大体フレーム・メーカーを中心になつてしまつて、三十七歳程度になつております。そのほか、転換を要する事務関係、技術職関係等については、若い人々を、新しい分野への進出のために、比較的に入れてまいっておりますので、総体的な平均年齢というものは三十三歳から三十五歳の程度の中におさまつていて、こういうのが実情になつていくわけです。したがって、賃金の問題につきましては、ある程度賃金が、利潤の公平な分配、こういう問題でまいりますと、一定の限界が訪れてまいります。そういうことで、最近では、ここ三十五年以降は、一般的な賃金の社会水準という問題がございまして、そういう問題の影響などを受けて、常に賃金は一般相場よりも若干低いところで出てまいっておりますが、それ以前の問題については、定昇の範囲内で賃金が押えられてきてまいっております。こういうのが

今日の状態でございまして、他の産業と違ひまして、非常に従業員の数がふえてまいつておりますし、産業規模も拡大されているというのが実情であらうかと存じます。繊維機械関係は五割も六割も伸びたところでは全くない、若干の一割、二割程度をやつておる。そういうことで、平均年齢が非常に高くなつて、今日平均賃金は若干数字で見ると高いけれども、若干数字で見ると、同一動向の状態から比較いたしますと、たとえば人事院勧告が三人世帯で賃金三万二千円とか言つておりますけれども、繊維機械のフレーム・メーカーの段階では、平均三人世帯の賃金等を見ますと、二万四千円程度というのが実際なんです。したがって、決して高い賃金ではない。常には低い賃金の中に置かれていまして、はなからか、かように判断をいたしております。

それから、次に、第二の賃上げ率の問題は、いま含めて申し上げましたので、省略をいたします。

それから、審議会委員の問題でございまして、数が少ないことによつて、不利益になるかどうか。世の中はやはり民主主義だろふと思ふのです。いかに理論が正しくとも、やはり多数の方が御賛成得られなければ、その問題というものはなかなか取り上げられにくい、こういう問題がございまして、発言をするにいたしても、どうしても一人だということになりますと、相談相手もなかなかありませんし、人間のことでございまして、どうも何かいふ言ひ忘れたこともございまして、言ひたいこともなかなか言えないというのが実態であらうと思ひますので、どう

してもそれぞれの代表ということになるならば、一名というものは、いわゆる多量の人員で構成するということになりますと、若干、いささか無理があるように感じますし、特に、設備の制限を受けた、その受けられた側の繊維機械というところについては、あくまでもこれは死活問題であらうといふことでございまして、最小限というところでもございまして、最小限というところでも、それぞれの代表――業界、労働組合代表というものが、少なくとも最小限やはり二名は必要ではないか、そういうことで、審議会の権限を強化していただければ、特に重要な問題点については遠慮なく発言をさせていただきますので、ぜひ二名ぐらゐにやつていただきたい、かように考えるわけでございます。

○参考人(中島道治君) 審議会の問題で、私は、産業政策が経済論理として貫かれる限り、常に労働者の問題は労働者の問題として片づけられまして、賃金問題はいわゆるコストの問題として片づけられると思ひます。しかしながら、私が最初に陳述いたしましたように、現在の繊維産業の二重構造を考へるときに、労働者の問題はやはり繊維の産業構造全体の改善なくして対処できないんじゃないか、改善できないんじゃないかといふふうに考へます。そういう意味で、どうしても審議会に労働者側委員を送り込んで、そして労働者側委員の発言も十分加味されて、そして特に企業における、この種問題における事前協議的機能を、審議会でも、それはきちんとしなくてはならないから、とにかく審議会の次元で最初にそれがある程度ございまして、そしてそれから起きてくる問題を今度産業別組

合あるいは当該の組合で処理していくということのためにも、ぜひ審議会に労働者の委員を加えるべきだと思ひます。また、まあ数の点でどうかと言ひますが、少なくとも全国的組合の場合には最低限一名以上はぜひ加えていただきたいと思ひます。

それから、先ほどちょっと人手不足問題でつけ加えました重要なことで、特に人手不足の解消の問題で、既婚の婦人労働者に対する保護措置、託児所とか、保育所とか、そういうものについても、国あるいは地方自治体、それから協同組合というものがやはり積極的に取り上げて解決していく、そういう形でない、既婚婦人労働者を十分労働力として組み入れることができない、そして勢い人手不足で現在いる人たちが労働強化になるという実情が多々ありますので、その点も人手不足の解消の問題としてお考え願ひたいと思ひます。

○参考人(宇佐美忠信君) 審議会の中に労働者側委員が加わる場合に、数が少ない場合の不利益という問題でございまして、先ほど申し上げましたように、日本の繊維産業が長い間にわたつて、いわゆる若年の安い労働力によつて発展の基盤をつくつてきた。このこと自体私も否定でき得ないことだと思ひますが、今日若年労働力の不足問題から、ここで繊維産業の労働構成が抜本的に変わらないうちから、繊維産業の改革というより、いわゆる労働の問題、労働力の面から考えざるを得ない。そうした場合に、この再編期にあたりまして、需給計画の問題なり、あるいは合理化の問題な

合あるいは当該の組合で処理していくということのためにも、ぜひ審議会に労働者の委員を加えるべきだと思ひます。また、まあ数の点でどうかと言ひますが、少なくとも全国的組合の場合には最低限一名以上はぜひ加えていただきたいと思ひます。

それから、先ほどちょっと人手不足問題でつけ加えました重要なことで、特に人手不足の解消の問題で、既婚の婦人労働者に対する保護措置、託児所とか、保育所とか、そういうものについても、国あるいは地方自治体、それから協同組合というものがやはり積極的に取り上げて解決していく、そういう形でない、既婚婦人労働者を十分労働力として組み入れることができない、そして勢い人手不足で現在いる人たちが労働強化になるという実情が多々ありますので、その点も人手不足の解消の問題としてお考え願ひたいと思ひます。

○参考人(宇佐美忠信君) 審議会の中に労働者側委員が加わる場合に、数が少ない場合の不利益という問題でございまして、先ほど申し上げましたように、日本の繊維産業が長い間にわたつて、いわゆる若年の安い労働力によつて発展の基盤をつくつてきた。このこと自体私も否定でき得ないことだと思ひますが、今日若年労働力の不足問題から、ここで繊維産業の労働構成が抜本的に変わらないうちから、繊維産業の改革というより、いわゆる労働の問題、労働力の面から考えざるを得ない。そうした場合に、この再編期にあたりまして、需給計画の問題なり、あるいは合理化の問題な

り、あるいはまた設備の更新の問題なり、こういったものを調査審議する機能を持つ審議会には、労働者の代表というものをやはり積極的に参加させる道を開いて、その中でやっぱり繊維産業に働く者の協力を得るという態勢をぜひとっていただくことが必要なのではないだろうか。そういう意味で、私も、不利とかあるいは不利じゃないとかいう問題より以前に、再編期にあたっては、ぜひ当該産業労働者の積極的な協力を求めるという立場に立つて、ひとつ委員会をふやしていただくようにしていただきたい、かように考えております。

○委員長(前田久吉君) 時間も二時近くになりましたので、簡単にひとつお願いたします。

○赤松常子君 たいへん時間が経過いたしましたので、恐縮でございます。私も簡単に御質問いたしたいと思っております。

第一に飯塚参考人にお尋ねいたしますが、いまリース産業が、大企業にはだいぶ進行いたしておりますが、中小企業ではどういう進行状況であらうか、それを一つ。

それから、宇佐美参考人と中島参考人にお尋ねいたします。最近私もちょっと職場を回ってまいりましたのでございますけれども、労働力不足ということが、逆に賃金を上げない人が集まらないというふうな、まあいい面も少しは出ておまして、少し賃金が上がっているのではないか、これを踏まえて最低賃金制の促進、これを基盤にしてそういう一つの機をつくる情勢が生まれているのではないか、この点に

ついてお二方から現状をおっしゃっていただきたいということが一つ。

それからもう一つ、組織のあるところをはしあわせてございますけれども、無組織における中小零細企業における労働者の混乱、そういう問題が、まあ想像はできますけれども、実際はどういう姿においてあらわれているであらうか、この点二、三お尋ね申し上げたいと思ひます。

○参考人(飯塚直次君) ただいま御質問のありました、リース産業はどういう姿であるかという御質問のようでございますが、これは御案内のように、リース産業といひましても、かなり種類が多いというところは、御承知だろうと思ひますので、私がいま申し上げておきますので、エンプロイダリー・リースのことを申し上げておるわけでございます。これは全国的に見て、機台数でございますと、大体七百台くらいでございますが、業者の数は二十二社と聞いております。なお、それ以外にラッセル・リースというものがございまして、これはラッセル・リースは比較的零細企業が多いのでございまして、なかなかこの方面でいきたいと思いますというところ、おと、いずれも国産機を多く使用しておるといふような観点から、かなり問題はあるかと思ひております。なお、リバー・リースについては、ちょうどエンプロイダリーとラッセルとの中間的な機台でございますので、この方面はさほどはございせんが、いすれにいたしましても、これもかなりの設備が稼働されておるのでございまして、現在いろいろな問題について、あるいはいろいろな用途がたくさんふ

えてはおりますが、一方には、ことにラッセルのような場合には少く問題があるんではなからうかと、これはなんとすれば、比較的零細であるのと同じ時に、国産機で大部分がまかなわれておるところに問題があるか、こう考えております。その程度でよろしゅうございませうか。

なお、御参考に申し上げたいのでありますが、これは単にリースだけを拡充するというものではございせんが、私は、紡績以外に、その他の方面にもいろいろな問題という点があると思いますので、この方面を勘案して進めたい、かように考えておるということを御了承願ひたいと思ひます。

○参考人(宇佐美忠信君) 若年労働力の不足によりまして繊維の賃金が上がつてきつたことは事実でありますけれども、ただ、私どもの立場から見ますと、そう不足のわりには大幅に上がつてきていない。それはなぜかといひますと、若い労働力が不足をしておるために、各企業とも募集に相当の力を入れておることは事実であります。その場合に、現在のいわゆる従業員の賃金を引き上げることなしに、なるべくより多くの人が募集できる方法というところで、募集に相当の費用を使う。で、今日募集のために大体一人当たり五万円程度の経費をかけているといわれておるわけでありまして、そのこと自体相当の費用を出している。現在働いている従業員に全般的に賃金の引き上げの影響がこないという配慮があつての募集経費の支出ということになつておるのではなからうかと、そういう意味で、私もいたしまして

は、こういう機会に、それだけ多くの募集費用を使うのであれば、繊維の賃金そのものをやはり引き上げるといふことにしていかなければならぬのではないかと、そういう基盤の上で立つて繊維産業における最低賃金が実施されるようにぜひしていただきたいと考えるわけでありませう。幸いにいたしまして、最近各産地ごとにおきまして、業者間協定によるものの最低賃金というものができてきているわけでありませうが、この業者間協定による最低賃金の場合には、比較的賃金そのものもまだまだ少額というふうな形でつくられているわけでありまして、この点は、業者間協定なしに、繊維産業としての、いわゆる産業別の最低賃金という形に切りかえていただくことが第一じゃないかと考えているわけでありませう。

○参考人(中島道治君) 労働力不足による賃金の引き上げの問題ですが、赤松先生から出されたように、最近やはり初任給の値上がり傾向はかなりあります。しかしながら、幾ら上がったといつても、これはあくまでも寄宿舍にいて生活する程度の賃金であります。少なくとも、もし寄宿舍から出て、そして間借りをして、はたして一人前の賃金として可能かどうかというところになると、私は依然として低賃金の域を脱してないと思ひます。

それから二番目には、最近の労働力不足が、特に年少労働力不足が構造的になつてゐること——おとし、去年くらいまでは、初任給、上げれば中小では人が集まるだろうという判断で事業主のほうもやつておりましたが、去年からことしの時点になってきまして、ここから月に千円くらい上げてもらへば、や集まらぬのではないかと、いう形で、かなり絶望的になつてゐるという面もあります。ですから、一カ月ほど前に山形県のはうに行つてまいりました。が、そこでは、依然として二百七十円程度の業者間協定がつくられて、そしてそれを三百二十円にしようという基準局側の指導もなかなか受け付けてないというふうな、低賃金の状態での対処のし方というものがまだなされております。しかしながら、全体の組合運動としまして、やはり未組織労働者の賃金を高める以外に組織労働者の賃金は高まらないという観点から、全国一律の最賃制の運動を、おとし、去年、ことしと、年を追うごとに非常に強くなつておりますから、そういう条件と、それから業者間協定の賃金制度の決定方式それ自身について、大橋労働大臣も、あの方法は実効を期したといふようなことを、政府自身も認めつつあるという状況の中で、中小、零細の未組織労働者を一挙に網でさくうといふことになれば、やはり法定による全国一律の最賃制をつくり上げ、同時にその上に立つて、繊維は繊維として産業別の労使協定の最賃をつくつて、さらに全国一律の最賃を引き上げていく、そういう形で賃金問題について対処していきたいというふうに考えております。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、参考人の方々に對する質疑はこの程度にとどめます。

参考人の方々には、本日はお忙しいところ遠方から御出席を願ひ、また長時間にわたりまして御意見の開陳、質疑に対するお答えをいただきました。まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして、心から御礼申し上げます。

それでは本日はこれをもって散会いたします。

午後二時五分散会

昭和三十九年六月四日印刷

昭和三十九年六月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局